HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	１７８９年人権宣言研究序説（３）
Author(s)	深瀬, 忠一
Citation	北大法学論集, 18(3), 39-80
Issue Date	1968-01-08
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/16089
Type	bulletin (article)
File Information	18(3)_p39-80.pdf

Instructions for use

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

論説

一七八九年人権宣言研究序説 (三)

深瀬忠一

序言
第一節——人権宣言の制定過程
(一) 討議の端緒（ラファイエット提案迄）（本誌一四巻三・四号）
(二) 委員会の報告および個人の宣言諸草案と討論（一五巻一号）
(三) 確定案の準備（条項別討議のための基礎案の選定迄）
(1) 義務宣言を併置せぬ権利宣言を憲法に先行せしめる決定迄の経緯と問題
(2) 八月四日封建制廃止宣言の意義
(3) 五人委員会案の否決と第六部会案の採択（以上本号）
(四) 各条項別の討議
第二節——人権宣言の法的特質
結語

(三)　確定草案の準備（条項別討議のための基礎案の選定まで）

七月二七日、国民議会において憲法委員会の報告の後、個人の諸宣言案の提出[1]、部会および本会議での討論、五人委員会の設立と報告と本会議での審議を経て、八月一九日に結局第六部会案が宣言の条項別審議の基礎となる案として決定された。この段階を本項で一まとめにして取扱い、人権宣言の確定案の具体的意味内容と法的特質を判読するための立法事実として分析を加えておきたい。この段階において歴史的に極めて重大な事件として、八月四日夜半の国民議会における「封建的諸特権廃止の宣言」の決議がある。

(1)　義務宣言を併置せぬ権利宣言を憲法に先行せしめる決定迄の経緯と問題

国民議会本会議は（七月三〇日に部会で宣言案の討議がなされたが[2]）、八月一日憲法問題の審議を再開した。討議の問題は、「人間および市民の権利の宣言を憲法の冒頭に置くべきか置くべきでないか」というかたちで提起された（A. P., VIII, p. 317）。同日の論議においては、宣言を冒頭に置くことのみならずそもそも憲法に挿入することに反対する主張が宣言の性格論とからまって展開されたことが、興味を引く。同日は形式上は決議しなかったが、「事実上は」前置原則が議会で承認される。八月三日、議会は宣言の「形態（フォルム）」について討論、新しい考え方が出たとはいえない。八月四日宣言反対派は義務宣言を併置せよと修正提案をするが、五七〇対四三三で否決（A. P., VIII, p. 341）、「殆んど全員一致で」宣言を憲法の冒頭に置くことを国民議会は議決した（ibid., p. 341）。

「人間」の権利の宣言そして「新」憲法の制定そのものに反対ないし遷延させようとする保守的勢力（本誌一五巻一号二九頁参照）の抵抗形態および論拠と、これに対する積極論者の反論を次に整理しておく。

(イ)　検討しなければならない反対論の論点は、無用論ないし不必要論であり、濫用の危険性であり、時期尚早ないし慎重論であり、権利の制限および義務宣言必要論であった、と分析できよう。

無用論はいう。権利宣言が「抽象的対象」についての「道徳概論(ドレテ・ド・モラル)」(グランダン、八月一日。A. P., VIII, p. 321)であるなら、「理性に語りかけて説得する原則」であって「意志に対し服従を要求する法律」ではない(ド・ラ・リュゼルヌ、八月一日、A. P., VIII, p. 322)。「自然状態における人間と社会における人間とは区別」しなければならず(ビオーザ、八月三日、A. P., VIII, p. 334)、「自然権のいかなるものも実定法によって修正されないものはない」(マルエ、八月一日、A. P., VIII, p. 322)、「法律や慣習や慣行があらゆる側面から自由に妨害をかまえているときに、人民に対しておまえは自由だと言うことができるだろうか」(マルエ、八月三日、A. P., VIII, p. 335)。「憲法は法典ないし一団の法律であり、法律でないものすべては憲決にとって無縁である。…(原則や格律については)書物によって人民を啓蒙すべきであって、法律や憲法によってではない。無用のものは一切加えてはならない。良い法律(だけ)をつくろうではないか」(ド・ラ・リュゼルヌ、八月一日)、「原則とともに例外を規定した法律」としての憲法を立法したあとで、権利宣言をするとすれば、それを「最後に検討」すべきである(マルエ、ドランディス、八月一日、A. P., VIII, p. 323-324)。要するに、命令して服従を強制しうる実定法律でなければ無用だというのである。

危険論はいう。人民は無知であり、「極めて哲学的な」権利宣言を理解しうるはずはない、それは「濫用」されるだろうし(レヴィス公爵、八月一日、A. P., VIII, p. 321-322)、また、「正当な限界」を規定しないで権利宣言により「自由と平等についての一般的かつ絶対的な原則を表明すると、国民にとって必要な連帯のきずなを破壊し…全面的な分裂」を惹起しかねない(マルエ、八月一日)。

慎重論はいう。アメリカの例は「完結的(コンクリュデン)」とはいえない。そこでは、「土地所有者・耕作者そして平等な市民」しか存在せず、フランスのような「耕作する土地の上に封建制のくびき」を負っている国民がいるのでないことを考えねばならぬ。フランスには「土地を所有しない(サン・プロプリエテ)漠大な多数の人々がおり、彼らは何事よりも先に仕事を確保し糊

口の資をうること、厳正（ポリース・エクザクト）な取締、継続的な保護を期待しており、また、贅沢や豪奢をみせびらかされ屢々憤激している」。だから、「運命により従属的条件の下にある人々には、自然的自由の伸長よりも正当（ジュスト）な限界（リミイト）を示すことが必要」である（マルヱ、八月一日、A. P., VIII, p. 322-323.）。また、アメリカ国民のように区別を全くなくして、「あなた達は平等だ、とフランス人民に告げる前に、現在のところでは、まず彼らを互いに接近させあう法律をつくることから始めるべきだ」（シャンピオン・ド・シセ、オークセール司教、八月一日、A. P., VIII, p. 322. 委員会の報告者として宣言先行説を支持した（本誌一五巻一号一六頁）ボルドー大司教のシャンピオン・ド・シセとは別人らしい。）。

また、義務宣言必要論はいう。実定法は本質上当然、原則および権利の例外ないし限界としての義務＝制約（レストリクシオン）をもつはずであり（マルヱ）、また、権利と義務とは相関関係にあり、併行的であり、他方を語らずして一方を語りえない（アベ・グレゴワール、八月四日、A. P., VIII, p. 340）。義務を確定せず権利だけを宣言するのは慎重を欠き（グランダン）、「エゴイズムと傲慢さを喚び起すおそれがある」から（ド・リュベルサック、シャルトルの司祭、八月四日、A. P., VIII, p. 341.）、権利の濫用の危険性を抑えるためにも、義務宣言を伴なわしむべきである。(3)

(ロ)　これに対し、宣言支持論者は次のように反論を展開する。

有用論として。あらゆる人間の心に刻み込まれている自然権は自明なるが故に、それを宣言することは不用ということにはならない。専制のくびきのもと隷従状態にあり、所有権のみならず人身の自由すら剝奪侵害され、名誉のためには監獄や土牢や要塞が必要であり、名誉は自由なくして存在しうるということが絶え間なく言われている国々においては、自然権としての自由・権利を宣言・公表することが無知と頽廃と専制を除去するため必要である（カステラーヌ公爵、八月一日、A. P., VIII p. 321 ; Walch., p. 104-105. デムニヱ、八月三日、A. P., VIII, p. 334.）。さらに、新たな立法には長時日を要するが、その制定施行まで「非常に有効な保護」を与える（ダルジェ、Walch., p. 104）ほか、立法のための「出発点」となり「目標」となるものが、そこに到達する「手段」や「道程」を選択する前に、決定されなければならない（マチウ・ド・モンモランシー、八月一日、A. P., VIII, p. 320 ; Walch., p. 105）。あらゆる政府の「真の目

的一は、「公共の幸福」、すなわち「すべての権利の充全で自由な行使」にほかならず、その目的を確保する前に手段を選ぶことはできない(タルジェ、八月一日)。そして、人間の権利は、「暫定的」なものでは決してなく、「正義のごとく不変、理性のごとく永遠的であり、それはあらゆる時代とあらゆる国に妥当する」(モンモランシ、八月一日)。そして、この宣言は、「立法の精神を確定し、将来においてその立法が改悪されないようにする」とともに、「その立法を補完してゆく精神を指導する」という「二つの実際的効用」がある(バルナーヴ、八月一日、A. P. VIII, p. 322)。そのように、「憲法の基礎となり、議会の全作業の導き手(ギイド)……実定法の由来する源泉となるべき」人権宣言は、「町に裁判所に教会内にすら掲示」せられ、政治教育を行なうことになる。「人民は、法律の起源とその諸原則を知るとき、法律によりよく服従するものとなるであろう」(デュラン・ド・マイラース、八月一日、A. P. VIII, p. 317)。

危険ではないことにつき、「経験と歴史とが答え、(無用論も危険論をも)克服反論している」(バルナーヴ、八月一日、ただし彼は論証はしていない。)。むしろ、「真理は危険ではありえない」(タルジェ、八月一日)というべきだ。「真理は人間に何が彼の権利であるか、何が彼の権利資格(テイトル)であるか、を教えると同時に、何が彼の義務であるかをも教える。何が彼の権利であるかを人間が知った以上、彼は他人の権利をも尊重するであろう」から(タルジェ、同日)。しかしさらに、自由の行きすぎや濫用の危険性に対しては、「放縦を阻止する真の方法は、自由の基盤を提示してやることである。人間が彼らの権利を知れば知るほど彼らは自からの権利を保護する法律をより愛するであろうし、彼らの祖国をより愛しかつより混乱を恐れるであろう」(カストラーヌ公爵、八月一日)。

勇気をもって宣言を断行すべきことについては、アメリカの「模範」に倣うべきことが強調される。人権宣言を憲法の前に置き(連邦憲法については、時期的にも、内容的にも非該当。州憲法について該当か、問題)、「自由と、その範囲とその果実」を宣明にすべきだが、さらに進んで、アメリカ合衆国が「新大陸」になした「偉大な模範」に示唆され、フランスは「全世界(ユニヴェール)」にそれを与え、「賞讃さるべ

きモデル」を提示しよう、という理想と情熱が述べられる（モンモランシ、八月一日）。そこでは、恒久普遍の人間の権利の「明快・平明・正確」な宣言が、その真理性の故に妥当するから（時代と国、実定法律、風習、習慣、慣行の相違をこえ）、アメリカに国王が居らず封建制のないことも決定的な相違とはならない。またそれがフランス国民のために「国民的祈禱書（カテキスム・ナシオナル）」（バルナーヴ、八月一日）となるべきことが述べられる。ここでは、アメリカの例が、議員の多数の考方によれば、議会の宣言制定「活動を促進し、その目的に至らしめるため拍車をいれる」（Walch., p. 107）ことをねらって引用されており、アメリカ諸州宣言の形式内容を模倣しようといっているのでは必ずしもないことに注意。

義務宣言が不必要なことについては、「市民という言葉が他の市民との相関関係を表示しており、この相関関係が義務（他人の自由と所有を尊重する）を生むのである。しかし、この義務は無限定的であるので、権利と同じように数を増やすことになり、それらを確定し、それらすべてを規定することは不可能である」（ド・クレルモン・ロデール、八月四日、A. P., VIII, p. 341）という趣旨が述べられている。

結局、権利宣言のみを憲法の冒頭におく意見が、少数の反対論を圧倒したわけである。これらの議論は人権宣言の法的性格を考える場合参考になる。なお八月一日の会議における Crénière の意見中には、立法について直接民主制的思想を示す宣言案が含まれており、[4] 注目される。同日議事録に付せられた Thouret 案は、体系化された詳細なものである。[5] 註で紹介しておこう。

（1）E. Walch, La Déclaration des droits de l'homme et du citoyen, et l'Assemblée Constituante, travaux préparatoires, thèse Paris, 1903 (Walch. と略), p. 94-95 によれば、ラファイエット、シェイエス、ムニエ、後述五人委員会、第六部会の権利宣言案のほか、次のような案がある。タルジェ、ボワランドリ、ラボー・ド・サンーテチエンヌ、グージュ・カルトウ、（無名の）一ノランス市民、ブーシエ、デムーニエ、セルヴアン、ピゾン・デュ・ギャラン、シネティの案があり、イエリネックが「二一種の草

案」(本誌一四巻三・四号、一四〇頁参照)としたのよりは、数が実際には少ない。なお、参照しうる権利ないし義務宣言についての意見ないし要約として、トウレ、クレニエール(七月三一日)、カステラーヌ、マルエ(八月二日)、シレリ侯爵(八月四日)、ギレム・クレルモン・ロデーヴ侯爵(八月四日)、ド・シネティ、グレゴワール、カステラーヌ伯爵のものがあるが、本稿では、Archives Parlementaires, t. VIII (A.P., VIII と略)にあらわれたかぎりの案および意見のみを取扱う。

(2) 三〇の部会での討論は殆んど不毛だったようである。既に提出された諸草案が否決されたのみならず、権利宣言を規定すること自体を疑問とする部会があった。Walch. p. 97–98.

ただし、A. P., VIII, p. 306–307 には、Servan(グルノーブル高等法院弁護士)の次のような一三箇条の「人間および市民の権利宣言案」が、掲載されている。

一 あらゆる市民社会は、そのあらゆる成員の間の協約(コンヴァンシオン)の産物であって、断じて力(フォルス)の産物ではない。

二 社会契約(コントラ・ソシアル)は、市民社会を構成するものだが、各人の利益のためすべての人を結合するものでのみありまたそうでのみありうる。

三 公共善に適するところのものは、法律だけがそうであるところの一般意志(ヴォロンテ・ジェネラル)によってのみ確定されうる。

四 市民社会のいかなる成員も法律の権威以外のいかなる権威に服従することも義務づけられない。

五 市民社会との関係における法律は一般意志にほかならないから、立法権(ピュイサンス・レジスラティーヴ)は起源的(オリジネール)にはすべての人に属する。

六 この権力がすべての人によって適切に行使されえない場合においてすら、それは一人(アン)によって撤回不可能な仕方で行使されることはできない。

七 立法権は国民により代表者に、あらゆる市民社会の確立の目的に正確に関連している条件のもとにおいてのみ、委ねられることができる。

八 市民社会の目的は市民的自由に要約されうるのだが、その自由とは市民が法律によって禁止されていないところのあらゆる範囲において自からの能力を行使しうるところの権能(プヴォワール)である。

九 市民の権能は、その思想、その身体およびその財産を自由に処分しうることに帰する。

一〇 あらゆる真の立法は諸法律の体系として、市民的自由を法律の共通の中心点として関係づけまたそれを目標としているものでなければならない。

一一 政治的ないし構成的法律は、立法権が公共善を知りかつ欲するような仕方で設立されているとき、また執行権が法律に服従せ

しめるための権能に決して不足しないとともに法律を侵犯する権能を常に奪われているときに、市民的自由に達する。

市民的法律は、所有の無限定な行使を公共善に牴触するすべての点についてのみ限界をもうけた後は、その余を各々の人間の理性に委ねるときに、市民的自由に達する。

刑事的法律は、あらゆる人間が不正な処罰を恐れることなしに行動しえ、またあらゆる罪を犯した人間が過度の処罰を恐れることなしに裁判されうるときに、市民的自由に適合している。

宗教的法律は、すべての人に、それが有益な行為を道徳上規定している以上、教義や礼拝が道徳の諸原則を確固たるものとするため必要なかぎりで以外は、教義や礼拝によって人間の自由を妨げることがないとき、市民的自由に適合している。

最後に、法律は、とりわけ意見について、実定法律が何ら命ずることを欲していない行動においては、各人が羞恥心によって罰し尊敬によって報いるところの意見の法のみにしたがって公共善のため自からを律するようなときに、市民的自由を維持しているのである。

一二　これらの原則に依り、正当に統治されているあらゆる市民社会においては、すべての市民は法律によって禁ぜられてはいないような対象についての彼の考えを交流させ発表することにおいて自由でなければならない。

すべての市民は、法律が禁じていないような彼の身体、その行動および一切の様式（マニエール）について自由でなければならない。

すべての市民は、法律が放任しているところのすべての範囲においてその所有を享有することにおいて自由たるべきである。

一三　人間と市民の権利は、もしすべての成員が共同して権利の維持のため監視するのでなければ、幻想にすぎないものとなろう。したがってすべての人は国民議会を、彼ら自身によってかあるいはその代表者によって、彼らの権利の確保を監視するために、自由に形成しえなければならない。

国民議会を形成する自由は、市民的自由の唯一の保証（ギャラン）とみなされねばならない。

以上のようなセルヴァンの案は、ルソー（マーブリィ？）の思想の影響、法律や立法権の意義役割等の観念を知るため注目されてよいので全訳してみた。

（3）　ダヴァリィは、「フランス人の主要な義務の宣言」案として次のような提案をしている（八月四日、A. P., VIII, p. 341）。

一　フランス人はすべて、神と宗教とその祭司を尊敬すべきである。公けの礼拝を決してかく乱してはならない。

二　その身体が神聖不可侵であるところの国王を尊敬しなければならない。

三　フランス人の徳のうち第一のものは法律に対する服従である。法律がフランス人に対し規定していることに対するあらゆる抵抗は、犯罪である。

四　フランス人は、それがどのような性質のものであろうと、その所有の比率に応じて、国家の防衛およびよい政府がフランス人に保障するところの治安のため必要な経費に対し租税を納めねばならない。

五　他人の権利を尊重しなければならない。

(4)　クレニエールの宣言案は、簡単な前おきの後、次の通り述べている(A. P., VIII., p. 319)。

一　最大多数の意志はすべての人の法律であるから、各市民は自からの個別的希求を表明することによって法律の形成のため協力する権利をもつ。

二　各市民は法律に服従すべきであり、またいかなる場合にも私の意志に服従することを強制されることがあってはならない。

三　各市民は、法律を執行せしめる任務をもつ権力の構成のため協力する権利をもつ。

四　各市民は、現存法律および制度の維持または廃止および新しい法律および制度の創造を要求する権利もつ。

五　立法および制度的権力は基本的に人民に属しているのだから、各市民はあらゆる権力の組織のため協力する権利をもつ。

六　この権力の行使は、各州の住民によって選挙人の数に比例した数において任命される受任者(マンダテール)に委任することができる。

七　国民議会の開催の時期その期限またはそれら議会のうちの一つの常設性についてすら、市民自身またはその受任者によって表明される市民の意志によってのみ決定されることができる。

八　いかなる租税も、犠牲も公債も、人民の同意なしに、なされ、要求され、徴収されることはできない。

九　これらの権利は自然権であり、消滅することのないものであるから、不可侵であり神聖である。それらに対しては、国民に対する反逆というゆるされることのない犯罪をおかすことなしに、侵害を加えないものである。それら諸権利はあらゆる市民に無差別に所属しているので、全市民は法律の眼の前にはすべて自由であり、すべて平等である。またすべて同じ権利をもっているので、全市民は同様に同じ義務と同じ責任(オブリガシオン)とをもつのである。

彼の演説は、「拍手に埋められ、印刷が決せられた」(ibid., p. 320)というから、右宣言案も、国民議会議員多数の考えを相当よく表現しえていたものと思われる。一の規定が、確定条項二条の直接民主制的立法権の思想をはっきりうち出した最初のものである。もっともムニエ案一一にもその趣旨が出ていたが(本誌一五巻一号二五頁)。cf. Klövekorn, S. 162. なお、彼の思想は、八

月一八日の国民議会で、彼自身が要約して改めて表明している（ibid., p. 451）。

(15) トゥーレン（ルアンの代議員、E. Thompson, Popular sovereignty and the French Constituent Assembley, 1789-91, 1952, p. 14 によれば中道左派の法律家）により憲法委員会に提出された「社会における人間の権利の承認について、および憲法の基礎についての主要な諸観念の分析」は、最初の七パラグラフが、人権宣言に関するものである（A. P., VIII, p. 325-326）。第Ⅳ段には「自然権および市民権の平等」を「権利」として規定しているが、社会秩序内において「すべての人は社会状態のあらゆる利益――公の施設のあらゆる地位、仕事および職の保持――に対して同じ権利をもつ…」という、従来みあたらぬ規定が出ている。また第Ⅴ段では、「自由と所有と平等を保障する義務から国民に有利なように次の諸権利が生ずる」として、立法権（国王と協同）、執行権の監視権、官吏の責任追求権を挙げている。第Ⅵ段では、国民のみに「憲法制定権」が「本質的に存在」し、それを「国民自身またはその代表者」が行使しうることを規定。第Ⅶ段では、公権力を四クラスに分け、立法（国民議会）、執行（王）、司法（裁判所）のほか、（地方）行政権（州および市町村議会）、につき定義している、等が注目される。

(2) 八月四日封建制廃止宣言の意義

八月四日夜から翌朝にかけて国民議会において熱狂的情況のうちに決議された封建的諸特権廃止の宣言は、フランス革命史上、「新らしいフランスの誕生」（マチエ）[1]ないし「新しい社会秩序の創造」（トンソン）[2]を示す、フランス革命史上一時期を劃した「最も重要な決議」の一つである。国民議会は引き続き同宣言を具体的に明確化する作業を行ない、同月一一日には一八箇条からなる相当詳細な議会令（デクレ）を採択した。その第一条冒頭に曰く。

「国民議会は封建制度を完全に廃棄す」（L'Assemblée Nationale détruit entièrement le régime féodal.）（A. P., VIII, p. 397）

本項では、この宣言につき、何如なる背景・圧力のもとに、何故に（イ）、真実のところ何が廃止され、それが政治的・社会的に如何なる意味をもつものだったか（ロ）、を簡単に省察したうえ、人権宣言制定過程およびその内容に及ぼした影響につき（ハ）、考察しなければならない。

(イ) (a)七月一四日のバスティユ攻略に象徴されるパリの「民衆の革命(レヴォリュシオン・ポピュレール)」は、「地方にむかって遼原の火のように拡がり」(本誌一五巻一号、二頁)、地方都市における革命に、そして経済的困窮と危機のもとにあった地方農村の「農民の革命(レヴォリュシオン・パイザンス)」(3)に発展する。七月一四日の衝撃の「決定的な影響」のもとに、農民が多くの地方で反乱を拡大したのである。彼らは領主の館を襲撃し、領主権を放棄することを要求、とくに年貢徴収権の根拠となる文書を焼き捨てた。多くの館が掠奪されたり焼かれたりし、殺人すら行なわれた。(4) もっとも領主と農民との間で友好的に交渉が成立した例もないではなかったようである。(5) なお、農民の反乱は領主ないし貴族に対してのみならず、貴族の所有や特権と緊密な関係をもっていたブルジョアジーの土地や財産や身体にとってもひとしく脅威であった。(6) ことに注意しなければならない。

国民議会は予想外のこれら農民の反乱に当惑し驚愕したが、譲歩を拒否し、苛酷な弾圧を組織しようとしたのは、むしろ第三身分の代議員であった。八月四日夜タルジェ(パリ城外第三身分選出)によって読まれた「王国の治安に関する布告」委員会案(前夜に議会が布告をすることを決定)は、その志向を示す。

国民議会は、地方でくりひろげられている騒擾や暴行は「所有および人身の安全についての神聖な権利に対する最も不吉な侵害である」こと、また「無秩序は議会の作業を阻害し公共善に対する敵の犯罪的計画に役立ちうるのみなるを考慮」し、次のことを宣言する。

「旧来の法律は依然として効力を有し、権威ある国家機関がそれを廃止または修正するまでは執行さるべきである。」

「租税は従来のごとく」また「あらゆる慣行的な年貢(ルドヴァンス)および夫役(プレスタシオン)は」その改正または議会が別の議決をするまで、「過去のごとく、支払われなければならない」。

「人身の安全および所有の安全のため制定された法律はあらゆるところで遵守さるべきである…」。

ところが、若干の自由主義的貴族は、同夜突如として大譲歩の提案の口火を切り、「一種の魔術操作」のように、

議会を熱狂的昂奮のるつぼに誘導する。タルジェの報告後、Noailles子爵（ラファイエットの義兄弟。次男）は雄弁をもって論ずる（A. P., VIII., p. 343-4）。

「叛乱の原因が何であるかを知ることなしに」、地方の激昂を鎮め自由と権利の確保を実現することはできない。農村が要求しているのは「憲法ではなくて」、「貢納（ドロワ・ダード）を廃止し、副代官をなくし、領主（ドロワ・セニョリック）の租税を軽減もしくは交換することである。」そして武力に対するに武装をもって、抑制を知らない状況にある。「社会の破滅か、それとも全ヨーロッパから賞讃され追随される政府か、という二者択一」のうち、後者を確立するためには「公共の平穏」が必要であり、そのためには、

一「租税は王国のあらゆる個人により、その収入に応じ、支払わるべきこと」を宣言。

二「公的負担は将来すべての人により平等に支えらるべきこと」。（この一と二により、一切の納税免除廃止―筆者、以下同じ）

三「すべての封建的租税は共同体（市町村）により金銭により償却され、または正当な評価に基づき、すなわち収入の一〇年分に基づき共通の一年の収入を基準とし、交換されること」、（封建地代を補償と引かえに廃止）

四「領主賦役、マンモルトおよび他の人身的隷属は補償なしに廃棄される」。

フランスにおける「最大の土地所有者の一人」（ルフェーブル）である Aiguillon 公爵が、この提案を支持（A. P., VIII., p. 344）。

叛乱は違法とはいえ、幾世紀にもわたり農民に犠牲を強いてきたくびきを彼らがうちくだこうとしている緊急性を理解すべきである。そして憲法を制定する前に、あらゆる市民の要望の先頭に国民議会がたってそれにこたえるべきことを強調、「一般的利益の前に、個別的・個人的利益が譲歩すべき義務」を喚起し、あらゆる市民はその能力に応じ租税を平等に負担すべきことを述べ、封建的諸権利はしかし「真の財産であり、あらゆる財産は不可侵である」（公正は、公共の利益のため自からの便益の享受を譲り渡すところの所有者に正当な補償を供することなしにはいかなる所有の放棄を要求することも禁ずる）ので、将来対価が支払われ、その「完全な支払い」の時まで、「過去のとおり正確に税は支払わるべき」である、と。

この両貴族の動議は議場に「表現できない程の歓喜の興奮」をもたらした（A. P., VIII., p. 344）が、Dupont de Nemours

(第三身分)は、なおも、法律への服従と、市民兵および軍隊による治安の回復(=反乱の弾圧)を強硬に要求している(A. P., VIII, p. 345)。しかし、Leguen de Kérangal(低ブルターニュの無名の代議員)の演説(A. P., VIII, p. 345-6)は農民の切実な声を伝え議場の趨勢を決した。

「皆さん、公正になりましよう。私達の羞恥心のみならず人間性をすら侮辱する証文をここに持ってきて下さい。人間を家畜のように鋤につなぐことを要求し人類を辱かしめているあの証文をここに持ってきて下さい。酒色におぼれている殿様の眠りを妨げる蛙をななかせないために、ひと晩中池の水面をたたき通すことを人間に強制しているあの証文を、ここに持ってきて下さい。皆さん、私達のうち誰が、この文明開化の時代に、あのけがらわしい証文の罪をつぐのうためにこれを焼かずにおられましようか。また公共の利益の祭壇にそれを犠牲に捧げるために炎を持って来ずにおられましようか。皆さんが、封建的租税は何であれすべて自由に買戻しのできる金納税にかえることを人民に約束しないで、また皆さんがこれから公布しようとする法律が人民が正当にも不平をもっているあの租税の小さな跡形まで根絶しないならば、どうしてこの騒然たるフランスに平穏をとりもどせることができましようか」。…

「人権は人間を自由にします。人間が自由となるためには、一つの人民、一つの自由な国民、そして一つの主権者のみが存在すべきであります。自由と良き憲法のためには封建制を犠牲に供することが必要であります。そうでなければ、現物地代権(シャンパルフ)も、全納貢税(シェフ・ラント)も、徴税(フイスカリテ)も、書記(グルフイエ)も、droits de moute も存続します。私達はいつまでも貴族制の暴政と専制のもとにとどまらねばなりません…封建制の跡形を少しも知らないところの所有者達のみによって構成されているイギリスのアメリカの模範に従おうではありませんか…。」

大拍手をもって報いられたこの演説に続いて無数の動議が提出され、正義と人間性への感動そして公共善と愛国の情熱にかられて封建的諸特権の放棄が続いた(A. P., VIII, p. 346-350)。曰く、軍事年金の濫用に反対(フコー候爵)、刑罰の平等および一切の公職就任の可能性の提案(ボーアルネー子爵)、領主裁判(の下級職員の専制)の廃止(コタン氏)、教会財産の買戻し(ド・ラファール・ナンシー司教)、排他的狩猟権の廃止(ド・リュベルザック・シャルトル司教)、裁判の無償(リシエ氏)、司祭の謝礼(カジュエル)の廃止、十分の一税に代うるに金納税とし、買戻し可能とする(シャトレー公爵)、排他的鳩小屋権の廃止、地方の多くの州や都市や管区の封建的特権の廃止(ただし慎重な留保をしていたものが多い)、売官

制および高等法院の廃止、等々。そして、結論的に議長が要約し議会が決議した「主要項目」は、次の通り。

一　農奴およびマンモルトの資格は、いかなる名称の下にそれが存在するにせよ、廃止。

二　領主的租税を買い戻す可能性。

三　領主裁判権の廃止。

四　狩猟・鳩小屋・放兎の排他的権利の廃止。

五　十分の一税を表わしている税の金納制。

六　いかなる種類であれあらゆる十分の一税の買戻し可能。

七　金銭的なあらゆる特権および免除の廃止。

八　いかなる種類のものであれ租税は、一七八九年のはじめから、州の議会によって規制されるであろうところにしたがって、平等である。

九　あらゆる市民は文民的および軍人的職業に就任可能。

一〇　無償の裁判所を近く設立し、官職の売買を禁止することを宣言。

一一　州および都市の個別的特権の放棄。強制委任を受けている代議員は、その選挙人に対し同意を要請する書簡を書くことを宣言。

一二　パリ、リオン、ボルドーなど、多くの都市の諸特権の放棄。

一三　déport および vacat の権利、聖職禄取得納金、聖職禄の多元性の廃止。

一四　特許証なしに取得された年金の廃棄。

一五　同業組同業組合代表者会議の改革。……

感謝歌式に国王と議員が出席、国王に「フランスの自由の再興者」の称号を贈る決議がなされ、国王万才、歓喜の叫びが議場、傍聴席を充たし、午前二時会議は終った。

(b) 何故にこのような経緯・結果となるに至ったか。それはよく準備され仕組まれたものであった。八月三日夜から四日にかけて、約一〇〇名の代議員が、カフェ・アモリの「ブルトン・クラブ」(Club breton) に集まり、決議内容や戦術が討議決定されていたのである。[7] この抜き打ち的採決を予知できない反対派の多数が夜の会議に欠席することを見こした「議会的作戦の結果」だったといわれる(ルフェーブル)が、そのような術策に出た基本的原因は何であったか。

決定的な要因は、前述地方農民の反乱[8]の圧力と脅威である。それは、「一切の封建的制度の暴力的廃止であり……」「農民の大革命が合法的な形式によらず立法者の意志をよそに成就した」[9]ことを意味したといえよう。このほとんど全地方にまたがる農民の革命を前にして、鎮圧による秩序回復か、譲歩による「既成事実」[10]の追認か、の二者択一に迫られたのである。前者は、地方の多くの「常任委員会」や国民軍によって既に実行され、苛酷な弾圧や処刑がなされていた。八月三日夜の国民議会でも混乱の主謀者を非難し、抑圧が提案され(さすがに議会は、それをそのまま断行することに躊躇)、四日のタルジェの報告した案となっていた。しかしこの広汎かつ強硬な鎮圧は困難であるのみならず危険でもあった。弾圧には王の軍隊を要請せざるをえないが、それは国民議会が王に——反革命貴族の勢力とともに——革命を阻止する手段を委ねることになり、内乱が起り、ブルジョアジーと農民が分裂敵対抗争するにいたり、その永びくかもしれない内乱によってアンシャン・レジームはそれだけ永続するだろうし、[11] 革命は遂に失敗するだろう……。

このジレンマから脱出するために、後者の基本線を正面に出して革命的農民および民衆の興望に満足を与えざるをえず、国民議会の声望と権威を高めると同時に、緒につきはじめた革命を救い、他面、実質的には貴族および有産市

民の死活的ないし重要な既得権（とくに財産権）を温存確保する、という両面作戦（ないし妥協方針）が、準備・決行されたものとみてよかろう。自由主義的貴族が「賢明な」政策のイニシャチブをとりえたのは、彼らが「大部分の革命のブルジョアジー＝法律家や都市市民」より、「農村のほんとうの気持」をより身近に知っていたからであろう[12]し、寛大さや政治家的巧妙さにたけていたからともいわれる[13]。

(ロ) (a)八月五日から一一日にかけ、宣言を条項に起草、討議、修正の後（反対・妨害論も激しかったが省略）確定されるに至った最終的「諸特権の廃止に関する議会令」は、次の通り[14]（A. P., VIII, p. 397-398）。

第一条　国民議会は封建制度を完全に廃棄す。国民議会は、封建的ならびに年貢的（サンシュエル）権利および義務のうち、物権的ないし人身的マンモルトと人身的隷属制とに関するもの、およびそれらを表現するところのものは、無償で廃止されることを命ず。他のものはすべて買戻しうる（rachetables）と宣言され、買い戻しの価格および方法は、国民議会により決定さるべし。この議会令により廃止されざる上述の諸権利・義務は、買い戻されるまではなお継続的に徴集さるべし。

第二一条　鳩小屋（fuies et colombiers）の排他的権利は廃止さる。鳩は共同体により決定される時期には閉じ込められるべし。その時期には、鳩は獲物とみなさるべく、各人は自己の土地の上にてそれを殺す権利をもつべし。

第三条　狩猟および放兎（ギャレンヌ・ウヴェルト）の排他的権利も同様に廃止される。あらゆる所有者は、公安に関して判定されることのありうる警察法を遵守することのほかは、あらゆる種類の獲物をその所有物の上におけるかぎりで、殺しまたは殺させる権利をもつ。あらゆる狩猟官管区はたとい王室のものでも、またあらゆる狩猟をするための留保は、いかなる名称の下にあるものであろうと、同様に廃止される。国王の所有地および国王の個人的な快適さの自由および維持のためふさわしい尊敬と両立するような方法によって、そのことは規定さるべし。……

第四条　すべての領主裁判はいかなる補償もなしで廃止される。ただし、領主裁判官は国民議会により新たな司法制度が確立されるまではその職務を継続すべきものとす。

第五条　あらゆる性質の十分の一税およびいかなる名称の下にであれ…それに代るところの諸賦課税（ルドヴァンス）は、戒律外のおよび戒律にしたがう宗団、聖職禄者、教会財産マンモルトの人達によって所有され徴収されているものは…廃止される。ただし、他の方法をも

って神を礼拝するための支出、祭司の生計、貧者の慰撫、教会および司祭館の修理および再建…などの資金につき配慮するものとす。

しかしながら、そのような、状態が供され、旧十分の一税収納者がその代替を享受する状態に入るまでは、国民議会は上述十分の一税は法律にしたがい慣習的な方法で引き続き徴収さるべきことを命ず。

他の十分の一税については、いかなる性質のものであろうと、国民議会によって規制されるべき方法によって買い戻しうる。そしてこの問題についてなさるべき規制の時までは、国民議会はその徴収は同様に継続さるべきことを命ず。

第六条　永代的地代（rentes foncières perpétuelles）はすべて、金納であれ物納であれ、その種類、その起源、その帰属すべき人のいかんにかかわらず…買戻しうる。あらゆる種類の、またあらゆる名称の下における物納年貢（シャンパール）も議会の定める率において同様なるべし。爾後将来にわかって、償還しえざる賦課税の創説は禁止さる。

第七条　裁判所および市町村役場の官職の売官制はこの瞬間より廃止される。裁判は無償にてなさるべし。ただし、それら官職に配属されている職員は、議会により彼らにその償却金を給する方法が規定されるまでは、その職務の執行を継続し、そのことによる報酬を受くべし。

第八条　農村の司祭の謝礼権（droits casuels）は廃止される。聖職者年収の増加および助任司祭の年金が支給されるようになればただちに支払いは停止さるべし。都市の司祭についてはその将来を規定する規則が制定さるべし。

第九条　献納金（シュナジード）にかんする金銭的、人身的ないし物権的諸特権は永久に廃止される。徴集（ベルセプシオン）は、あらゆる市民に対し、またあらゆる財産に対し、同様の様式および同様の形態でなさるべし。あらゆる租税は、当課税年度の最近の六箇月についてすら、比例的な支払いが実行されるような手段が用意さるべし。

第一〇条　一つの国民的憲法および公的自由は、若干の州が享受しているところの諸特権よりも諸州にとってより利益が大きく、またそれを犠牲に供することが帝国のあらゆる部分の緊密な結合のために必要であるので、諸州、公国、地方（ペイ）、郡（カントン）、都市および住民共同体のあらゆる個別的諸特権は、金銭的であれいかなる他の性格のものであれ、復帰することなく廃止され、全フランス人のための共通の法（ドロワ・コマン）のなかに融合さるべし。

第一一条　あらゆる市民は、出生の差別なく、教会的・市民的・軍人的官職へ就任することが認められ、いかなる有用な職業も資格除外（デロジャンス）をもたざるべし。

第一二条　将来においては、ローマの法王庁、アヴィニョンの副法王特使庁、リュセルヌの法王特派使節館に、聖職禄取得納金また

はその他いかなる原因によるものであれいかなる税金（ドニエ）も納入せられざるべし。……

第一三条　（都会聖職者の諸特権の廃止。略）

第一四条　（三〇〇〇リーヴル以上の収入ある多種の聖職禄は将来廃止。略）

第一五条　（国民議会の調査により、国王と協力し、過大な年金・恩恵・給与は廃止。略）

第一六―一八条　略

(b)　八月四日の決議のあと農民大衆は城を焼くのをやめた。彼らは、しかし、「封建制度を完全に廃棄す」という冒頭の句を文字通りに受取ったが、地代等の徴集は買い戻しの補償支払いまで無期限に継続する規定の「矛盾」に気付き、議会の布告に基づき執達吏が到着したとき、領主の封建制が依然として続いており、「にえ湯をのまされた」（マチエ）と感じた。「農民一揆は再び各地で再燃し激化してゆく」ことになる。そして国民議会が制定することになる補償額は貧農にはもちろん「若干の金をもつ」農民にとっても支払い不可能な程の高額であった（買戻し率は、貨幣地代は二〇ケ年分、生産物地代は二五ケ年分と定められた）。封建制度の「形式は消滅」したが、その「実質が消滅するには多くの時日を要し」、最後の封建地代の全廃は、王制崩壊後の立法議会（一七九二年八月二五日法律）およびジロンド派没落後の国民公会の議決（一七九三年七月一七日法律）をまたねばならなかった。[15][16]

しかし以上のような重要な限界にもかかわらず、この宣言の意義は「きわめて重要」である。ソブールの要約[17]を引用しよう。

議会は旧制度と封建制を破壊した。フランスの政治的法律的統一が、法の前における萬人の平等と並んで、実現された。すなわちもはや家門による貴族と金による貴族とを区別するものはなくなった。今後、すべてのフランス人が同じ権利と義務とをもち、どんな役職にもつけるし、同じ租税を払う。いまや古いフランスの雑多な枠がこわされ、地方の慣習や、都市と農村の特権が消えうせて、国土が統一される。議会が何もかもをきれいに地ならししたのである。」

(ハ) (a)人権宣言制定過程において、この封建制度廃止宣言と議会令が介在することは、いかなる意義をもつか。制定過程に焦点をあて、詳細な検討を加えたヴァルシュもクレヴェコルンも、この点殆んど全く考察を欠く。前者は、人権宣言起草の審議が八日間「中断」したと観察し、八月四日の決議による「封建制」の倒壊が「全フランス」および「(人権)宣言の主義」のため「大きな成果」であり、フランスとフランス人が「より統一されたもの」と感じて宣言の討議を進めうるようになった「効果」を認めるにとどまる。[18] また、後者は、ジイベルを引用(Sybel, Revolutions-zeit I, S. 89)、労働の自由、権利の平等、国家の統一性、を獲得したことを一言するにとどまり、[19] 八月四日宣言および一一日議会令の布告の意義および内容について、検討を欠く。それは恐らく、両者ともに、人権宣言討議を形式的に限定し(議長がその人権宣言を議題にとりあげた部分のみ取扱い)、また宣言の思想・内容を議会の議場のレベルのみで取扱い、国(農)民大衆の圧力との立体的視野のもとに考察する態度を欠いているからであろう。

しかし、封建制廃止宣言と議会令の成立は、人権宣言審議と全く同じ機関・国民議会の作品であるのみならず(それが憲法的意義か法律的か議会的かは別として)、その作成過程に革命的農民大衆の要求ないしそれに対する反応が決定的に関与しており、かつ人権宣言の内容と実質的に同一ないし関連する重要事項が決定されたわけであるから、実質的には人権宣言審議過程の特殊な一環として、そのたち入った考察を遂行しておく必要があると思うのである。

まず、ルフェーブルが、「爾後人権宣言と憲法がその上に建設されうる土台の障碍がとり除かれ、そして八月四日夜のあらゆる結果のうちで最も争そわれなかったのはまさしく、あらゆるフランス人の間におけると同様に領土のあらゆる部分相互間において実現されたこの国民的統一性(ユニテ・シナオナル)であった」[20] としていることを確認しておかねばならない。

(ロ)さらにたち入って微視的に、従来のラファイエット、シェイエス、[21] クレルモン・トネール、ムニエの権利宣言案ないし報告と比較し、かつ、人権宣言確定条項と対比するときは、興味深い若干の特色を発見できる。

従来なかったが（ただし、前掲トウーレ案には一寸出ている）、人権宣言確定条項に入ることになった条項として、法の前の平等の具体的コロラリーとしての、能力に応じてあらゆる公職につきうることを宣した、確定条項六条四項である（本誌一五巻一号三二頁の該当箇所参照）。アメリカの州憲法の宣言にはあるが、従来はっきりしていなかったこの規定は、八月四日宣言の第九項、一一日議会令の第一一条に明確に規定されたものである。それは農民大衆にとっては、身分と同時に土地からも解放される重大な意味をもったものといってよかろう。

さらに、確定条項一三条の、租税が「すべての市民の間に、その能力に応じて、ひとしく配分されなければならない」という宣言は、従来の案では「同意」原則（C一致八、S二七）および「比例」原則（L八、M23―一〇。ただし後者は除外禁止を詳しく規定。本誌一五巻一号三三頁参照）は規定しているが、「平等」原則について明示するところのなかったものである。八月四日宣言の七・八項が明示、一一日議会令の第九条が詳しく規定するところが、新たに影響したと解しうる。

ついで、従来の案にもあったが、一般的・抽象的な宣言が具体的・詳細には何を意味するかが明らかとなり、宣言確定条項の力強さを補強したと解しうるものとして、確定第一条の人間の平等の大原則および第六条三項の法の下の平等の原則がある。八月四日宣言の一・三・四・一一・一二・一三項が関連し、一一日議会令第一・二・三・四・一〇条が、農民大衆が封建的しっこく、とくに人身的隷属[22]（農奴）から解放され法的に平等な市民になったことの具体的イメージを提供するといってよかろう。

しかしながら、微妙かつキャピタルな重要性をもつ問題として残るのが、確定一七条の所有権の「神聖」「不可侵」性と「正当な補償」なくして収用は不可能とした規定の意義についてである。八月四日夜エーギョン公爵が、封建的諸権利も「真の財産であり、あらゆる財産は不可侵」だから、対価の「完全な支払い」が必要であることを明確に述べている（前述五〇頁）のは、「資本主義的精神の浸透」を示し、第三身分の所有権の観念（その直前に報告したタルジェが作成していた権利宣言案参照。本誌一五巻一号、二九頁）と

性質および論理において全く同じであることに注目しなければならない。したがって確定一七条の所有権の保障は、八月四日の封建制廃止宣言二・六項、一一日議会令の第一・五・六条の「買い戻し」の論理と方式に一致することを確認してよいのではあるまいか。封建的な人身の隷属とは無関係とされた封建的財産権――その帰属者である貴族および緊密な利害関係をもっているブルジョアジー（少なからぬ貴族の領地を所有し、農民から封建的地代を徴収していた）――も、確定一七条で保護され、実質上農民大衆の要求は、一七八九年八月の時点では度外視ないし排除されていたこと、一貫して資本主義(有産者)的経済法則（所有権不可侵）が貫徹していたことを指摘[23]しうるであろう。

(1) マチエ、ねづまさし、市原豊太訳、フランス大革命、岩波文庫、一一三頁。
(2) J. M. Thompson, The French Revolution, Oxford, 1951/, p. 81.
(3) G. Lefebvre, Quatre-vingt-neuf, Paris, 1939, p.149 et s. ルフェーヴルが、フランス革命を、単一の革命ではなく、貴族革命、ブルジョア革命、民衆革命、農民革命という、それぞれ独自性を具えた別々の原因・経過・志向・結果をもつ革命の集合体として把握したことは、周知のとおり。ルフェーヴル、柴田三千雄訳、フランス革命と農民（原文、一九三二年）、未来社、一九五六年。柴田三千雄、封建的土地所有の解体――フランスのばあい――、西洋経済史講座、Ⅳ、岩波、一九六〇年、三三頁。
(4) Lefebvre, op. cit., p. 166-168. マチエ、前掲書、一〇七―一〇九頁。ポール・ニコル著、金沢誠・山上正太郎共訳、フランス革命、文庫クセジュ、白水社、一九六〇年、訳出一九六五年、七四頁。ただし、殺人については、ルフェーブルは、記録の根拠がないとしている。
(5) ニコル、前掲書、七四頁。
(6) マチエ、前掲書、一〇九頁。河野健二、フランス革命小史、岩波新書、一九五九年、八六頁。
(7) G. Lefebvre, La Révolution française, Paris, 1951, p. 140 ; du même, Quatre-vingt-neuf, op. cit., p. 178-182.
(8) J. M, Thompson, The French Revolution, Oxford, 1951, p. 81. 「(封建制の)廃止、新社会秩序の創造は、諸地方の作品であった」。
(9) J. Jaurès, Histoire socialiste (1789-1900), t. 1, La Constituante (1789-1791), Paris, p. 278,

(10) A. Aulard, Histoire politique de la Révolution française, Paris. 3 éd., 1905, p. 38; Ph. Sagnac, La législation civile de la Révolution française (1789–1804), Paris, 1898, p. 87.
(11) マチエ、前掲訳書、一〇九—一一一頁。Jaurès. op. cit., p. 279.
(12) Jaurès, op. cit., p. 283.
(13) マチエ、前掲訳書、一一一頁。cf. Lefebvre, Quatre-vingt-neuf., p. 178–186.
(14) 高橋幸八郎、近代社会成立史論、日本評論社、一九四八年、二一八—九頁の抄訳を参照した。
(15) マチエ、前掲訳書、一一七—一二〇頁。Sagnac, op. cit., p. 96–153; M. Garaud, La Révolution et propriété foncière, Paris, 1959, p. 183–242. 紫田、前掲論文、四四—四五頁。
(16) Jaurès, op. cit., p. 290 は、かりに貴族の封建的組税を無償で廃止したとしても、彼らの富は五ないし四分の一の減少にとどまることを指摘している。社会主義的土地改革ではないことはいうまでもない。
(17) アルベール・ソブール、小場瀬卓三、渡辺淳訳、フランス革命、一七八九—一七九九、(上)、岩波新書、一九五三年、一〇三頁
(18) Walch, p. 120–121.
(19) F. Klövekorn, Die Entstehung der Erklärung der Menschen-und Bürgerrechte, Berlin, 1911, S. 170.
(20) Lefebvre, Quatre-vingt-neuf., p. 190; du même, La Révolution française., p. 141 は、「原則として、国民の法的統一性を実現し、封建制度とともに、農村における貴族制の圧制(ドミナシオン)を絶滅し、財政と教会の改革の端緒をひらいた」としている。
(21) シェイエスはミラボーとともに、同夜の議会には欠席。彼らは準備のなされていたことを知っていたのはたしかであり、その企図に反対だったといわれる。Lefebvre, Quatre-vingt-neuf., p. 187.
(22) M. Garaud, La Révolution et l'égalitè civile, Paris, 1953, p. 31.
(23) cf. Jaurès, op. cit., p. 293.

(3) (イ)八月一二日、デムニエの提案に基づき、既に提出された権利宣言諸草案を検討し、一つの平明な草案に要約して議会に(討論のため)提出せしめる五人委員会の設立が決せられ(A. P., VIII., p. 399)、一三日に委員名が公表され(ibid., p. 434)一七日ミラボーが委員会案を報告した。一八・一九日の討論の結果、委員会案が否決され、第六部会案が条項別討議

の基礎となる案として採択される。八月一二日付の議事録には、右第六部会案(本号七一一三頁をみよ)のほか、Charles François Bouche 案[1]、Rabaud de Saint-Etienne 案[2]、Mounier 案[3]、Sieyès 案[4]、Gouges-Cartou 案[5]、が付されている。それぞれの案は、詳細なものであるから、注目すべき点のみを註で摘記しておこうと思う。

(1) シャルル・フランソワ・ブーシュ(エークスのパルルマンの弁護士・同管区(セネショセ)の代議員)は、「フランス憲法をその基本的目的について述べた文書」と題し、八一箇条の案を提出している(A. P. VIII, p. 400-403)。

八条、「社会にとって同情、柔和、慈悲(ベネヴォランス)、寛大ほど適当なものはないのであるから、社会に生存する人間はその病弱、その老齢、その貧困にあたって助けあうべきであり、そのことによって感謝と手厚いもてなしと人間性の法が設立される。」は、社会連帯的精神を示すものとして注目される。

一三条では、宗教は法律と同様の「強制力」をもたず「両者の目標はその性格において絶対的に違う」から同じ「方法」によっては目的を達しえないこと、一四、五〇、五一、五二、五三条ではカトリック教が国教であることを認めつつ、社会における「一般的調和」「公共の秩序」「国教礼拝」を害しないかぎり、「意見や宗教的信仰」が自由たるべしと規定。

五四条では、「何人もその所有権は公共の利益のため以外には奪われえない。そしてその場合には、即座にかつ最高価格にて支払いがなされねばならない。即座にとは、彼が自己の財産を剝奪されるのだから。最高価格でとは、彼が保持したいところのものを譲ることによって受忍する苦痛を補償するために。」(傍点原文イタリック)

また七四条では、「卓抜な才能、高い徳、公共に対してなされた偉大な奉仕は、すべてのフランス市民に貴族と平民との区別なく、あらゆる地位、あらゆる任務、あらゆる聖職的、市民的、軍事的な顕職を希求する権利を与える」と規定。

五四条は、確定条項一七条と対比して検討すべく、七四条は、確定六条四項と対照できることに注意。Klövekorn., S. 172 は、この両条項が「最初」にでてきた確定条項に近い案としているが、不正確である。前者は、既にタルジェ草案一六条で、「絶対的な公共の必要性」による収用は、「少なくとも同価値」のものを「所有者の掌中に移転した後」でなければならないと規定していたこと(一七八九年七月二七日議事録に付加、A. P. VIII, p. 288)を見落しており、また後者については、八月四日夜の封建制度廃止宣言中、九項(前掲)および八月一一日の議会令一一条(前掲)に明示してある趣旨をそのまま再録したものであること、を看過している。封建制度廃止宣言および議会令の影響・再録は、七八・七九条にも明瞭にあらわれている。

(2) ラボー・ド・サンテチエンヌ (Thompson, op. cit., p. 16 によれば、中道左派の自由主義者、卓抜な演説家。桑原編、フランス革命の研究、六六八頁によれば、プロテスタントの牧師、弁護士、後に立憲議会議長にもなる。国民公会ではジロンド派に所属。)は、体系的叙述形式の「あらゆる憲法の基礎に関する所見」(A. P., VIII, p. 403-406) および、条文化した五ヶ条の「あらゆる憲法の諸原則」(A. P., VIII, p. 406-407) を提出している。

「所見」中では、自由とは「人間がその存在を保存しそのため必要だと判断するすべてのことをなしうる権利」だとし、「各々の人間が他の人間と同様にまた同じく完全にこの権利をもつ、という関係的権利を、平等すなわち権利の平等と呼ぶ」としている。そして人間が社会状態に這入ることによって社会に犠牲を払うべきかという問題をとくに詳しく論じ、自由の権利は不可譲で消滅しえぬものであるから犠牲に供しえぬが、自由の行使についても社会は「他人の自由を害するような用ゐ方をしないことを要求するだけ」であるから、犠牲を要求するわけではない。また所有について犠牲と呼ばれるものは、受取るものに対して与えるところの「交換」であって、「任意的」であり強制しえぬものだから、犠牲を払わせることにはならぬという（公用収用の問題にはふれず）。そして、「あなたがあなたに対しされることを欲しないことは他の人にもするな」という格律は、「自由の偉大な法」である。自然状態において他人に害を与える権利はないのだから、社会における人間が他人に悪をなしえないからといって自由を妨害されるわけでは決してなく、逆に「自由を確立し拡張する」のであると説明する。

なお、「思想の自由」につき、「思想はあらゆる支配と妨害から免かれている。それを犠牲にしようと欲する者もそれをなしえないだろう。そして犠牲もそれを強いる意志もありえないのだから、思想は各人にとって完全に自由であり独立である。……思想は行為ではないから、それを感知することも見ることもない。したがって社会はいかなる個人に対してもその思想をそれが抵触することのありえない一般的利益の故に犠牲にすることを要求することはできないだろう。……それが発表される場合は言論の問題となる」として、内心の思想の絶対的自由について立ち入った考察をしていることが注目される。

「諸原則」の中では、「法律の目的は、各人の生命、自由、名誉、身体および財産を、一般的、劃一的かつ共通の保護によって維持することにある」と定義し（二条中）、とくに立法権につき直接民主制的思想がみられることに注目すべきだろう（三条）。すなわち、いかなる法律も「すべての人によって自由に意見をまとめ、賦与し、承認される」ものでなければならぬとし、代表者を選び彼らに承認権を任せることはできるが、「最高権力は常に国民全体中に存し、一人または多数者または代表者の全体に移譲できない」とし、「国民はその代表者が承認したところのものを批准しまたは拒否する権利をもつ。国民はこの権利の行使を停止は

できるが、それを放棄することはできない。」としている。また(三条中)、「国民は法律の作成権を任せることはできない。なぜなら主権者たることをやめることになるから。国民はそれを失った場合にはこの権力をとり戻し、国民に都合のいいように法律を変更する権利を常に持っている」とも述べている。

なお、国民は「執行権は一又は多数人に任せることができる」(四条)。「異なる諸権力は異なった人々に委ねられねばならない」(五条)が、「配分(ディストリビュエ)された諸権力」という言葉を用い、「分立」という用語を使っていない。

(3) ムニエは、憲法に関する作業を任務とする委員会のメンバーとして(本誌一五巻一号二三—二八頁参照)、「フランスに適した統治機構を主として取扱った諸統治機構に関する考察」(A. P., VIII., p. 407-422)を議会に提出している。

この「考察」中では、人権宣言については、「自由について」と題し極く簡単にふれているにとどまる。そのなかで確認、強調していることは、自由とは「社会秩序のなかにおける人間が享受できるはずのすべての権利を含」んでいるが、「いかなる留保もなしに自己の意志どおり行ないうる能力」ではなく、「他人を害さない」という限界がある。他人の自由を侵害することを阻止し、「すべての人の権利と義務を確定する」「規則」が「法律」だ。「暴力の支配を廃棄し、あらゆる権利を保護するのが法律であって法律なくして自由は全く存在しえない」、ということである。

このことを出発点として、統治機構の原理に関し述べているが、絶対君主の恣意権力の危険性と同時に、「民衆の専制」=「無政府」が「自由に対する最も残虐な敵」であると断じ、法の支配の必要を強調、「諸権力の分割(ディヴィジオン)」「君主政体」「立法府」等につき詳細な考察を展開している。

その論述中注目されるのは、アメリカおよびイギリス憲法に対する彼の評価である。彼が引用するアメリカの制度の例は、フランスに採用するためというより、適当でないから採用できない例の方がむしろ多いことである。諸権力の制限と分割(立法権と執行権)についてはアメリカを評価しているが(ibid., p. 410)、「大統領の選挙については執行権が弱くなりすぎるといってフランスには不充分だとし、連邦制とともに、いずれも否認。イギリスの君主制憲法の欠陥、弊害を改良した憲法がフランスにとって最適であることを強調(ibid., p. 417)、なお「ほとんどすべてのアメリカ合衆国の統治」制度はイギリスのそれの「ひきうつし」であるという見方を示している(ibid., p. 417)。なお、ドウ・ロルムの名を引用、同旨を述べている(ibid., p. 410, 413)。

(4) シェイエスは、「社会における人間の権利の宣言」および「憲法草案」を議会に提出している(A. P., VIII., p. 422-427)。七月二〇—二一日に憲法委員会に提出した「人間および市民の権利の承認および理論的宣言」(本誌一五巻一号四—一三頁)と比べて、新「宣言」は、表題が変

り、また「理論的宣言」の部合がすべて割愛され、条文形式のみが残され、かつ旧三二箇条が新四二箇条に増加されている。旧新両草案は、基本的には全く同旨といってよいが、注目すべき修正、増補として次のような点がある。

新たに加えられた冒頭の二ケ条は、「理論的宣言」の省略の補足である。第一条、「人間は自然から諸々の必要やむをえぬ需要を、それを満足するに充分な諸手段とともに、与えられている」。第二条、「彼はあらゆる瞬間において福利への希求を感ずる。彼が親から受けた援助、彼の同胞から受けまたは期待するところの援助（スクール）は、福利のあらゆる手段のうちで社会状態が最も強力であることを感ぜしめる。」この条項中、社会が「援助」を与えるという見方に注目。

第五条中、身体の所有につき、「人間は自己の奉仕（セヴィルス）や時間を（契約により—筆者）拘束（アンガジェ）することはできるが、彼自身を売渡すことはできない」という追加は、奴隷ないし農奴制の否定の趣旨を強調したものとみえようか。

第一八条が新たに追加され、「生命、名誉、所有を防禦する平等の権利を有するから、或者に対し他との関係で排他的に防禦手段が与えられてはならない」旨規定、二五条の裁判を受ける権利中、旧二三条の文言に、「最も公平で、最も正確な」裁判という形容詞が追加され、また、二七条の社会援助に関する規定は、旧二五条に、「仕事を見つけない」者を加えており、若干の表現を変えている（後述）。また、三三条が、旧三一条にあった国王の無責任、神聖規定を削除している。もっともその身体の「神聖不可侵」性については、「憲法草案」中第一部（チャプター）五条に詳細に規定。第三部一五条では、国王に対する民事的不服、上訴について規定。したがって、裁判請求権および社会援助権については、本草案二五・二七条がシェイエスの決定条項であるといわねばならない。なお、法律の形成についての影響力の平等についての規定も新設（三〇条）。

前述二条の精神および二七条（増補）および四一条によって、社会援助についてのシェイエスの思想を読みうる。二七条の全文は、（新設）「自からの需要を充たすことに無力であり、または仕事を見つけえないあらゆる市民は、社会の諸秩序（オルドル）に服することにおいて、社会の援助を受ける権利をもつ。」また、四二条は詳細に次のように規定。「公の慈善については、それは自からの需要を充たすことに現実に無力な状態にある人々についてのみ及ぶべきであることは明白である。そしてこの需要という言葉によっては自然の需要を理解すべきであり、虚栄の需要ではない。なぜなら、納税者の意図の中には、国の年金生活者の贅沢を供給するため自分の必要なものすら時として奪われてよいという考えは決して入ってはいないからである。なお慈善の援助は、それを正当化している無力さが終った時から消滅するものでなければならない。」社会権的思想の崩芽をみてよいのではなかろうか（なお、後述、「憲法案」四部一条をみよ）。公職の行使が権利でなく義務であること（旧三〇、新三二条）、公役務（service public）という用語

を使用していること（三八条）からみて、デュギイの憲法論を想起せしめすらするところがある。

さらに、次の二つの問題については、封建制廃止宣言および議会令の影響下に、増補ないし新設されたとみてよいであろう。なお、旧案一五条（新一七条）が、八月四日以前にすでに諸特権の廃止について明言していたことを想起しておこう。

その一つは、納税に関し、三四条が新設され、「市町村またはその他の負担」が市民またはその代表者の同意をまってのみ課せられうると規定し、第三五条が、旧二七条の文字を一字改め、国民代表が同意するのは国税である趣旨を明らかにしたこと。また三六条を新設し、「租税を議決しまたは負担するのは、公けの需要のためのみでなければならない」と目的を限定。規定の仕方がより詳細になった。また、「憲法案」第一部一二条では租税があらゆる市民により「平等に」支持される点が加わっている。

他の一つは、より明瞭であり、公職に関する規定が新設されている。租税との関係で公職の地位の数が必要範囲に厳しく限定さるべく、職務のない地位を禁じた三七条につづいて、三八条では、「いかなる市民も、馬鹿げたしかも傲慢な偏見によって長い間出生上の欠陥と呼ばれてきたところのものを理由として、いかなる地位から排除されることもあってはならない。あらゆる種類の公役務にとって、最も有能な者が優先さるべきである」と規定。三九・四〇条は、公務員の俸給権、年金の報酬性または救助的性格に限定すべきこと（当時のフランスには三〇万以上の年金があったと彼は註で指摘）を強調。

なお、「憲法案」中にも、注目すべき問題点が見出される。第一部は「構成的諸権利および原則について」と題されているが、第二条では、信教の自由について「フランス人民により自由な意志により採用された公けの礼拝は、ガリカン教会によって宗教的に実施されまた指導されねばならない、ただし、いかなる市民ないし外国人も他の宗教行事を行なうことについて妨害されまたは不安ならしめられることはありえない。」と規定している。これは、当然人権宣言の部に這入ってよい規定であろう。また、九条で、被訴追者は裁判所が刑罰を宣告する前に「同輩（ペール）によって有罪または無罪を判断さるべき」ことを規定、旧「宣言」一八・二〇・二三条、新二一・二二・二五条における刑事被告人の権利を補足するものとして注目すべきである。なお一〇条は、自己の防禦または公訴のため市民が「出版」の自由がある（その著述につき責任）ことを規定。

国民議会が二部制であること、財産資格による制限選挙（被選挙）の趣旨が出はじめていること、執行権の分肢として「司法権」が考えられていること（第三部、八条）、特別裁判所の廃止（一三条）等が注目されるが、「権力分立」に関する一般原則はみあたらない。軍隊が国内治安のため用いられる場合には「文民施政官の要請」がなければならぬ旨規定（三部四条）。

また、第四部では風習（moeurs）について規定、第一条が救済権に関連して次のように規定。「各共同体（町村）、各都市、各州は、

貧者を援助しまたその領域内における苦痛軽減のため、供給をなすべきである。執行権は、この義務が宗教的に実行されていること、活動的かつ迷信的でない慈善が乞食を予防していること、王国の領土内においていかなる個人も、援助と仕事と糊口の資に欠けるものがないことについて、監視しなければならない。」この規定は、前記「宣言」二・二七・四一条と同時に読まるべきである。

(5) グージュ・カルトゥは、ケルシィの六つの管区からの代議員。国民議会に提出された七一ケ条の「権利宣言案」は(A. P., VIII, p. 427-431)、体系的綜合性によって特徴づけられるといってよい。

参照した主たる資料として「アメリカの諸憲法集、シェイエスおよびムニエ案、第六部会案」を挙げているが、諸案が原則を「バラバラ」に羅列し、恣意的な取出し方をしあるいは理解困難である(後二点についてシェイエス案批判)ことを不満とし、「幾何学の定理にも類うべき」「諸基本的真理を結びあわせている連鎖(シェーヌ)」を理解させることを狙いとして作成したものである(案のまえおき)。カルトゥのみならず、国民議会議員に「アメリカ諸憲法集」が利用可能であったことが推定される。

この案は、「人間の権利」(一—六条)と「市民の権利」(七—一五条)と「社会の権利」に三区分し、憲法を「国王と国民とを愛と信頼によりすべての者の幸福のため要求された相互的な約束によって結合する契約」と解し、憲法の基本的原則たる三種の諸権利を憲法冒頭に宣言すべきものとしている。内容的には、従来のシェイエス、ムニエ案の条項が大きくとり込まれている。「人間の権利」は「人間の本性」から由来するものだから「不可欠で消滅しえぬ」ものとされ(六条)、「市民の権利」のうちでは、自然状態では人間の権利を護るためには「自己の力」しかなく「不充分」だから、「政治社会」を「あらゆる市民の自由な協約」により成立させ「権利の保全」をはかると説明(七・八条)、「他人の諸権利を害するあらゆる権利を放棄することは、それ以外の諸権利の行使を社会によって充全に保障されている代償として正当だ」と説明している(九条)ことが、注目される。

「法律は許容(permettre)するために作られているのではなく、それは禁止(défendre)するためにのみ作られているのだ」(一三条後段)と本質を規定(一三条後段)、ムニエ条一二条(本誌一五巻一号、二五頁。同三一頁参照)を、彼の一四条にその本質規定の帰結としてそのまま採用している。一一条や一五条は、シェイエス旧案五・六条(新七・八条)と同文。この案が上述「連鎖」を明らかにしようとしている趣旨を読みとりうる。

「社会の権利」の項で、「主権は、集合的に考えられた社会のあらゆる成員に存する」(一七条後段)としているが、これは社会が「一切の種類の権力」を保持する前提として述べられている(一八条)。「一般意志の表現」としての「法律」は(一九条)、「法律に対する抵抗を有罪」とすることになり(二〇条)、法律は「全市民」でなくても「投票の多数」により決定されるが(二二条)、

「少数者は法律の公布を妨げえない、何故ならその場合少数者が最大多数者に有害であるところのものを禁止することを妨げることになるのは明白だから」(二三条) と説明。

なお、「立法・執行および司法権が区別され分立されていないかぎり、人民の自由は危殆に頻する」という規定 (四〇条最後段) は、第六部会案二四条に影響されたのであろうか、権力分立思想がでている。

最後に、立法権について国王の拒否権を規定するが (五七条後段)、両権が人民に訴える権利を夫々規定していることが注目される。すなわち、「執行権はあらゆる時期に立法府に対し公的事項に利益ありと考えるところの要請および提案をなす権利を有する。そしてもし立法府によりそれが拒否された場合には、全権力が存する人民に訴え (s'adresser)、人民が集合して自から意志を宣示するか、人民の代表者に人民の意向を表明できるように、そして人民が必要と判断するときは他のものをもって代えることができるようにするところの権利を有する。」(五八条)。「同じ理由で、立法府の若干の議会令に執行府が拒否権によって反対する場合には、立法府は人民を集会せしめ当該議会令に対する人民の要望を表明せしめるところの権利を有し、執行府はそのことに反対することはできない」(五九条)。一種のレフェレンダムである。

(ロ) 五人委員会に選出されたのは、Desmeuniers, Langres の司教、Tronchet, ミラボー伯爵、Rhédon の五名 (この構成は、デムーニエの提案に主として基づいているが、他の委員会の構成員に任名されておらず、かつ権利宣言案を自から提出していない者のうちから選ばれたものである。ただし、他委員会に属している者も選出されているから不正規なところあり。Walch., p. 122)。これらメンバーは、既に宣言反対意見を表明した者 (ラングルの司教) や「擬装した反対者」(ミラボー。レドンはその影響下。Walch., p. 123.) を含み、委員会の構成自体からいって積極的な成果を当初から期待しえないものであった。委員会内での意見の衝突があったようであるが (ミラボーの演説、A. P., VIII, p. 455)、結局ミラボーの支配的影響力のもとに委員会案がつくられることになる (Walch., p. 126)。

八月一七日の国民議会においてミラボーの読んだ「委員会」の「社会における人間の権利の宣言案」は、次の通り (A. P., VIII, p. 438-439)。

国民議会に組織されたフランス人民の代表者は、人間の権利の無知、忘却または軽蔑が公共の不幸および統治機構の腐敗の唯一の原因であることを考慮し、厳粛な宣言によって、人間の不可譲かつ神聖な自然権を再建することを決意した。この宣言が、社会団体の全

成員に恒常的に現在し、彼らに絶えず彼らの権利と義務とを想起させるように、また立法および執行権の行為がどの瞬間においても全政治的制度の目的と対照されうることによって権利がより尊重されるように、また市民の要求が爾後単純かつ争そいえぬ諸原則に基づき、憲法の維持とすべての人の幸福とに常に向うようになるために。

したがって、国民議会は次のような条項を承認しかつ宣言する。

一　あらゆる人間は平等かつ自由に生れている。彼らのうち何人も他の人以上に、自からの自然的ないし既得の諸能力を行使する権利をもたない。この権利はすべての人に共通しており、それを行使する者の良心自体（コンシャンス）、すなわち彼にその同胞を害するような権利行使を禁ずるところのそれ以外の制限をもたない。

二　あらゆる政治団体は、明示的であれ黙示的であれ、社会契約の存在を受容しているが、それによって各個人はその身体とその諸能力とを一般意志の至高の指導の下におき、また同時に団体は各個人を部分（ポルシオン）として受容している。

三　国民が服従するところのあらゆる権力は、国民自身から派生したものであるから、いかなる団体もいかなる個人も国民から明示的に由来するのでなければ、権威をもちえない。あらゆる政治的結合は、憲法すなわち統治機構の形態、それを構成する種々の権力の配分および限界を、確立し修正しまたは変更する不可譲の権利を有する。

四　あらゆる政治的結合の源泉であり目的であるのは、すべての人の共通善であって、ある人間あるいはいかなるものであれ人間のある階級の個別的利益ではない。したがって国民は、国民自身によって、または、屢々更新され、合法的に選出され、常設的であり、頻繁に集会し、憲法によって規定された形式にしたがって自由に行動する、国民の代表者によって、明示的に承認され合意されたところの法律以外の法律を承認してはならない。

五　法律は、一般意志の表現であるから、その目的（オブジェ）において一般的でなければならず、あらゆる市民に対して自由と所有と市民的平等とを確保することを、常に目標とするものでなければならない。

六　市民の自由は、法律にのみ服従すること、法律により設立された権威にのみ従う拘束を受けること、処罰を恐れることなく法律によって禁ぜられていないところの彼の能力のあらゆる行使をなしうること、したがって圧制に対し抵抗することに存する。

七　であるから市民は、その身体において自由であり、法律によって設立された裁判所の前にのみ訴追されうる。彼が逮捕され、拘留され、投獄されうるのは、そのような警戒措置が違反行為の賠償または処罰を確保するために必要である場合、また法律によって規定された形式にしたがってのみ、なされうる。訴追は公開（ピュブリック）で、対審（コンフロンテ）は公開で、裁判は公開でなさるべきである。起訴に基づき法律に

よって確定された刑罰のみしか課することはできない。それらの刑罰は常に、違反行為の性質にしたがって段階づけられたものであり、あらゆる市民にとって同等のものでなければならない。

八　であるから市民は、その思想において、またその思想の表明においてすら自由であり、言論により、著作により、出版により、その思想を普及させる権利を、他人の権利を侵害しないという明示の留保のもとに有する。手紙はとりわけ神聖たるべきである。

九　であるから市民は、その行動において自由であり、旅行し、自からの欲するところに住居を移転し、国の領域から出てゆくことすら、法律によって指定された場合の留保においてできる。

一〇　公共の事項について諮問し、市民の受任者に対し訓令を与え、または市民の苦情の改善を求めるために、合法的な形式において集会する能力を剝奪することは、市民の権利を侵害することなくしては、できないであろう。

一一　あらゆる市民は、取得し、所有し、製作し、商業を行ない、その能力と勤労を用い、そして自からの欲するままにその所有を自由に処分する権利を有する。法律のみがこの自由に対し、一般的利益のために修正をもたらすことができる。

一二　いかなる人に対してであろうと所有を譲渡することを何人も強制されない。犠牲は、全社会に対してのみ負うものであり、また公共の必要の場合にのみでなければならぬ。そしてその場合社会は所有者に対し同価値の補償をしなければならない。

一三　あらゆる市民は区別なく公の支出に対し彼の財産の率に応じて租税を払わなければならない。

一四　あらゆる租税は、もし労働および勤労の意欲を挫き、もし貪欲さを刺戟し風俗を腐敗させまた人民に対しその生存の資を荒廃せしめる傾向があるなら、人間の権利を害するものである。

一五　公の収入の徴集は、厳格な会計、確定され理解容易な規則に服すべきであり、それによって納税者が迅速な公正さを獲得し、また公収入徴集人の俸給が厳格に規定されるのでなければならない。

一六　行政における公の支出の経済は厳密な義務である。国家公務員の俸給はかなり高い(モデレ)ものでなければならず、報酬は真の奉仕のためにのみ与えられるべきである。

一七　市民的平等は、所有または品格の平等ではない。それは、あらゆる市民が平等に法律に服従することを義務づけられること、および法律の保護に対し平等の権利を有することのうちに存する。

一八　したがってあらゆる市民は、彼らの才能と能力の尺度にしたがって、あらゆる市民的、聖職的、軍事的公職に就任することが平等に可能である。

一九　軍の設立は立法府にのみ所属する。軍隊の数は議会により決定さるべきである。軍隊の任務は国家の防衛である。軍隊は常に文民の権威の下に従属すべきである。軍隊は国内治安に関係したいかなる行動も、法律により指定され・人民に知られ・軍隊に与える命令について責任をもつところの施政官（マゾストラ）の監察（アンスペクシオン）の下においてでなければ、なしえない。

ミラボーはこの報告の前置きとなる演説において草案作成上の困難についてるる述べ（憲法が決められていないのに前文を作るむつかしさ、従来の二〇の草案（これは約の意と思われる、別に三〇の草案と述べている部分あり）を三日でまとめるむつかしさ、アメリカ人がもっているような人民にわかりやすい日常的な「政治的真理」を宣言するのとちがつて、経験に基づかず、哲学的演繹による宣言の方法上の困難さ、人間の本性に属するものと具体的な社会のうちにあつて受ける修正を区別するむつかしさ、細部に立ち入らず法律の形式もとらずあらゆる原則を宣示するむつかしさ等。A. P., VIII, p. 451-453）、「きわめて弱体な試案（トレ・フエーブル・エセー）」を提示するにとどまるとし、「中庸（ジユスト・ミリウー）」をすすめ、その消極的姿勢をはっきり出している。また報告後この草案を「極端な不信の念をもって、しかし深い従順さ（議会に対する）」をもって提示したとも言っている。

全般的に寄せ集め的であり精彩を欠く内容であるが、前文は、第六部会案を参照したのであろうか、確定条項のそれに非常に近い。第一八条の公職就任規定は確定六条四項に這入ることになるが、封建制廃止宣言およびそれ以後の案（ブーシユ案七四条、シェイエス案三八条、前掲）にみられるもので目新しいものでなく、ただ第一九条の軍隊に対する文民優位を確定している点だけは、シェイエス案（憲法案、三部四条、前掲註）よりも徹底している。

八月一八日の議会での討論では、委員会案に対する反対意見が強い（クレニエール、デユポール、ラボー・ド・サン・テチエンヌ等、A. P., VIII, p. 451-454）けれども、ミラボーは個人的立場から憲法の他の部分が決定された後に権利宣言を確定すべきだという爆弾宣言を行ない（A. P., VIII, p. 457）、人権宣言遷延を策した。賛成意見もあり（レドン、ギヤラ等）、一九日には義務宣言併置論もむしかえされ（ベルラン、A. P., VIII p. 457）全く無意味な位短かい前文に置き替える案がでる（ミラボー子爵 ibid., p. 457）など、反人権宣言論者の抵抗がしぶとくつづいている。しかし多数の議員がミラボー提案に激しく反対（ベシオン、デユポール、シヤプリエ、グレイザン、ルーヴエル（一八日）、ラリ・トランダル（一九日））、結局、一九日に委員会「殆んど満場一致で」否決（A. P., VIII, p. 458）案を、第六部会案が三分の二以上の多数で条項別討議の基礎となる案として選

定された(六二〇票。シエイエス案二四〇、ラフアイエット案四五。Walch., p. 139)。

従来殆んど知られていなかった第六部会案が何故にこれだけ多数で採択されたか明らかでない(部会かクラブで事前に決定されていたのではないかという推測あり。Walch., p. 140)が、案自体の内容がとくにすぐれているからということではなく、個性や支持者のはっきりした主要草案のどれか一つをとれば敵対者との妥協がむづかしいという考慮から、議員の多数にとってまずは無難な第六部会案を採用しようことになったのだろうか(同部会の会長は、オークセールの司教・シャンピオン・ド・シセである。ムニエ案が、票を集めていないところをみると、同案支持者もこの案に賛成したのではなかろうか。穏健革命派から右が連合したことになるといえようか。部会に関する議会慣行、および八月の部会につき、みよ、A. P., VIII, p. 302, 342. ムニエは第二八部会)。

なお、一八・一九日の討論中、アメリカの例が相当引用されているが、その「権利宣言」通りの宣言をすることに対する反対論(クレニエール、一八日。A. P., VIII, p. 451)、盲従への反論(ラボー・ド・サン・テティエンヌ、一八日、A. P., VIII, p. 452. 環境、本国との離反、すべてを新しくするためすべてを破壊した新しい国民であるのと事情が違うことを強調。ただ国を刷新(レジエネレ)するという意味で共通し、権利宣言が必要だという点では同じだが、内容において一歩進めるべしと論ずる。シエイエス案に賛成)、またイギリスの権利宣言の重視(ラリ・トランダル、一九日、A. P., VIII, p. 458. この演説は、イギリス人が制定法として権利宣言をもつことを高く評価、マグナカルタ、権利請願、権利章典などを引用、法による同輩裁判なくして逮捕、投獄されぬという法文がイギリス法の公理となつていることを的確に論じている。彼は、第一次憲法委員会の委員として、ムニエ等とともに穏健派に属した。本誌一五巻一号、三頁。父親を国王に助けてもらい、心情的動王派であるが、モンテスキューに心酔、ブラックストーンやドロルムを読み、またアダムスやリヴィングストンを読みアメリカの事情にも通じていたようである。R. Delagrange, Le Premier Comité de Constitution de la Constituante (1789), th se Paris, 1899, p. 26-28. A. P., VIII, p. 518. 結局ムニエ案に賛成している。なお参照、桑原武夫編、フランス革命の研究、六六九〜六七〇頁。本誌一四巻三・四号、一三九頁以下)、等の発言は、イエリネックの単純な断定(アメリカ権利宣言のひきうつしである。八月一三日議事録に付されている。A. P., VIII p. 431-432)に対する疑問を裏づける資料となりうることを指摘しておこう。

「国民議会の第六部会(sixième bureau)において審議され」条項別討議の基礎として議決された、「人間と市民の権利の宣言案」は次の通り

フランス人民の代表者は、国家の憲法を刷新し、諸権利を確定し、立法権および執行権の行使と限界とを確定する目的をもって、国民議会に集会し議席につき、社会秩序およびあらゆる良き憲法はその基礎として不動の諸原則を持つべきであること、自由となるために生れたところの人間が政治社会の制度に服するのは自からの自然権を共同の武力(フォルス・コミュニーズ)の庇護下におくためにのみであることを考慮し、宇宙

の至高の立法者の臨在のもとに人間と市民の権利を厳粛に確立しかつ承認せんと欲し、それらの権利は次のごとき真理に本質的に根拠をおくことを宣言する。

一条　各々の人間は、自からの保存のため配慮（ゲエイエ）する権利と幸福であろうとする欲求を、自然から受けている。

二条　人間の保存を確保し福利（ビアン・ネートル）を獲得するため、各々の人間は諸々の能力を自然から受けている。これらの能力を充分かつ完全に行使するところにこそ、自由（の本質—筆者）が存する。

三条　これらの能力の行使から所有権（droit de propriété）が生ずる。

四条　各々の人間は自からの自由と自からの所有に対し平等の権利をもつ。

五条　しかし各々の人間は自からの諸権利を行使するために合じ資質（moyen）を自然から受取っているわけではない。そこから人間相互間の不平等が生ずる。したがって不平等は自然自体のうちにある。

六条　社会は、資質の不平等さのさ中にあって権利の平等を維持する必要（besoin）から、形成されたのである。

七条　社会状態においては、各々の人間は、自からの能力の自由かつ正当な行使を実現するため、彼の同胞についてもそのような行使を承認し、尊重しかつ促進するものでなければならない。

八条　この必然的な相互性から、結合（レニヨン）した人間相互間に権利と義務との二重関係が帰結される。

九条　あらゆる社会の目的は、この二重関係を維持することである。そこに法律の成立が由来する。

一〇条　法律の目的はしたがって、あらゆる権利を保障し、あらゆる義務の遵守を確保することにある。

一一条　あらゆる市民の第一の義務は自からの力倆（capacité）と才能（talent）にしたがい社会に奉仕することにあるのだから、あらゆる市民はあらゆる公職に投喚される権利を有する。

一二条　法律は一般意志の表現であるから、法律の形成にはあらゆる市民が直接的に協力したものでなければならない。

一三条　法律はすべての人に対して同一たるべきである。そしていかなる政治的権威も、それが法律の名において命令するかぎりにおいて市民に対し義務づける（obligatoire）ものである。

一四条　いかなる市民も、法律に依拠し、法律が規定する形式により、法律が予め規定している場合でなければ、訴追されえず、その所有の行使について邪魔されえず、その自由の行使について妨害されることはありえない。

一五条　法律が処罰する場合には、刑罰は、位階（ラン）または身分（エタ）または資産（フォルチューヌ）によっていかなる特別扱（アクセプション）いをすることもなく、違反行為に常に

比例したものでなければならない。

一六条　法律は秘密のうちに犯された違犯行為にまで効力が及ぶわけではないのだから、宗教や道徳が法律を補足すべきである。したがって、社会の善良な秩序自体のために、一方が他方によって尊重されることが必要不可欠である。

一七条　宗教の維持のためには公けの礼拝を必要とする。したがって公けの礼拝を尊重することは不可欠のことである。

一八条　確立された礼拝をかく乱しないところのあらゆる市民は、決して不安にされてはならない。

一九条　思想の自由な交流は市民の権利であるので、それが他人の諸権利を害しない限りは制限されてはならない。

二〇条　人間と市民の権利の保障は公けの武力を必要とする。この武力はしたがってすべての人の利益 (l'avantage de tous) のため設立されるのであって、その武力が委ねられた人々の個別的な有用さのためではない。

二一条　公けの武力の維持のため、統治様構のその他の諸費用のため、共通の租税が不可欠である。そしてその割当ては、あらゆる市民の間で厳格に比例的になされねばならない。

二二条　公けの租税は各々の市民の所有から取り上げた部分であるから、市民はその必要性を確認し、それに自由な同意を与え、その使用を追求し、分担額(クォティテイト)、割当(ルレヴェマン)、取立ておよび期限について決定する権利をもつ。

二三条　社会は、その行政に属するあらゆる公務員に対し報告を要求する権利をもつ。

二四条　権利の保障が確保されず、権力の分立が確定されていないようなあらゆる社会は、真の憲法をもつものではない。

この案を通見して、次のことに気付く。最初の一〇箇条のうち（少なくも表現上）確定条項に採用されているものはない。また、自由・所有権・平等の言葉はあるが、人間相互間の資質の不平等が「自然自体」のうちにあることを確認し「権利」の平等を強調している点（第五・六条）、確定一条の趣旨と一致するが（シエイエスの七月案の理論的宣言5と考方は同じだが。本誌一五巻一号六頁）、実質的不平等のニュアンスが強く、また、権利と同時に義務を明示しその二重関係を強調している点（第八・九・一〇条）、従来の案のうちで保守的な傾向に属し、宣言反対論者の主張すら包み込んでいるといえよう。

第一一条以下には、確定案と符合するものが出ている。VI（第六部会案の略とする）一一（条は略す）はD（確定条項の略）六④（第四項目の略）と同旨だが、この趣旨は八月四日封建制廃止宣言以後の諸案に出ており（前述）、新発想ではなく、むしろ社会への奉仕の義務に起源

がおかれていることに注意。Ⅵ一二は、D六①②と同旨であるが、直接民主制の趣旨のみを出しているのは、同旨を出したクレニエール案（前述）等に前例があるとはいえ、むしろ急進的要素の混入とみうる。Ⅵ一四はD七①と同旨を含む。Ⅵ一五はD六(3)と同旨。Ⅵ二〇はD一二にそのまま採用される。従来は関連して述べた条項があったにとどまるのだが。Ⅵ二一はD一三と同旨だが、平等原則の明示を避け比例原則のみを掲げているのは、封建制廃止宣言からの後退であり、D一三では復活することになる。Ⅵ二二はD一四と同旨。Ⅵ二三はそのままD一五となる。従来の案の「責任」という言葉の落ちた後退方式。Ⅵ二四は有名なD一六として殆んどそのまま採用される新定式である。

☆

本項における以上の分析・検討に基づき、この段階に現われた最も注目すべき問題点と意義とを、次の三点に総括しておきたい。

第一には、八月四日封建制廃止宣言の人権宣言制定過程上の意義である。同宣言は、フランスの殆んど全地方にまたがる「農民の革命」の脅威と既成事実に直面した国民議会が、自由主義的（革命賛成）貴族のイニシャチブにより、土地所有貴族および第三身分の所有を実質的・基本的に確保しつつも農民の人身的隷属制と封建的諸特権の廃止を宣言することによって、反革命的勢力（国王、反革命貴族）を抑え、また第三身分がその所有権を守るため法の遵守と弾圧を要求することによって国王の軍隊に依存することになり農民大衆と分裂敵対することを防止し、農民を封建制のくびきから一応法律的に解放し、そのことによって農民の破壊的実力行使を慰撫し、革命をその段階で安定させようとしたものである、といってよかろう。それが人身的隷属制を廃棄したという意味では、「国民議会は封建制度を完全に廃棄」したものであるが封建的財産特権の廃止については、建前上資本主義的買戻しの軌道を引くことによって、実際上は旧制度を継続させるという、「不完全」なものであった。しかし、地方の州・市町村が諸特権を放棄（留保は多い）したことと相まって、ここに共

通の法律の前に平等な全フランスと全フランス人の、法律的統一が成立したのである。

人権宣言制定過程上、この宣言は、疑もなく決定的な土台作業を実現した。それは農民大衆(当時の人口二六〇〇万人中八五%の二四〇〇万人を占めた。ソブール)の切実な実際的要求を、「請願書」(本誌一五巻一号、一八―二三頁参照)の段階をこえて、さらに率直・大胆かつ具体的に反映したものである。人権宣言確定条項にいう人間が生れながら「権利において平等」(一)、法律の下の平等(五①、六③)、租税の平等(一三)が、具体的には農民にとって何を意味するかを、八月四日宣言と一一日議会令は明らかにしている。また、公職就任の自由すなわち身分そして土地からの解放の条項(六④)がこの宣言(九)と議会令(一一)を境として確定的に組み入れられることになったことは意味深い。しかし資本主義的所有の神聖不可侵性の鉄則が明確に終始貫ぬかれていること(一七)は、人権宣言が、農民のためというより有産者(土地貴族、ブルジョア)の宣言であることを示すというほかはない。

第二に、アメリカ憲法の影響およびその限度の問題である。アメリカの諸州憲法が国民議会議員が参照しうるような集録(ルケエイユ)となっていたことは、議事録付録のカルトウ案(上述六六頁)にもその証拠が出ている。しかしカルトウ案すら他のフランス人の諸案(シイエ、ムニエ、第六部会)を参照しており、アメリカ諸憲法の単なる焼なおしではない。アメリカの影響の最も強いと考えられるラファイエット案は、その間接的影響はさておき(ラファイエット案をムニエ案が部分的に参照しているなど)、結局条項別討議の基礎案としては排斥されている。しかも、国民議会における討論によれば、アメリカとの歴史的・社会的条件の相違が相当強く意識されており(そのことが人権宣言反対者により強調された。上述四一頁。ムニエのような賛成論者も、相違を重視、六三頁)アメリカの「模範」に倣うべきことの強調は、人権宣言を制定すること自体について述べられており(上述、四四頁)、その内容を模倣・追随すべしという主張ではなく、むしろ一歩先んずべきことが強調されていること(例えば、モンモラン、上述、四三頁)に注意しなければならない。

他方この段階で、ルソー的な直接民主制的思想がはっきり看取される草案が出てきたこと(クレニエール案一項、四七頁。ラボー・ド・サンテチエンヌ案

諸原則三条、六二頁。第六部会案一二条。なお、カルトゥ案。五八・五九条、セルヴァン案五・六項参照）、封建制のしつこくに苦しむフランス農民の切実な実際的要請がたしかに反映したこと（前述八月四日宣言以後）、イギリスの権利宣言や憲法の知識と導入論が有力な草案や発言に出ていること（ムニエ統治機構案、六三頁ラリ・トランダル演説、七一頁）などの証拠を点検すれば、アメリカの諸州憲法の影響の限界と、他の法思想の多元的流入の事実は、一層明瞭であり、イエリネックの一面的な速断の反証となりえよう。

第三に、この段階の結論として、第六部会案が条項別討議の基礎案に採択されたことは、従来の諸案のうちでは比較的急進的とされたラファイエットおよびシェイエス案を排斥し、ムニエら穏健な自由主義的立憲派から右の議員たち、人権宣言制定に消極的な保守派を含めた議員らにより、第六部会案が比較的無難であるため承認されたものといえよう。大ざっぱにいって中道および右派の作品であるから（もっとも、ルソー的思想や、八月四日の影響も受けている）、より進んだ傾向の議員の干渉を当然招くことになろう。これは次項、条項別討議において展開され、基礎案は大修正をこうむることになる。

この段階で新たに出てきた権利内容ないし法思想の諸要素を確定条項と関連づけて次の表にまとめ、前表（本誌一五巻一号、三一―三四頁。本表では重復を避ける）を補足し、厳密な分析のための第二資料として整序しておく。

人権宣言確定条項と諸草案の対照表 (2)

使用略号		
S_{32}	七月二〇―二一日シェイエス案……	一五巻一号　一〇―一二頁
Sv	七月三〇日セルヴァン案……	本号　四五―四六頁

Cr 八月一日クレニエール案……本号 四七頁
Th 八月一日トウーレ案……本号 四八頁
A 八月四日封建制廃止宣言項目……本号 五二頁
A(一) 八月一一日封建制廃止議会令……本号 五四—五六頁
B 八月一二日ブーシュ案……本号 六一頁
R 八月一二日ラボー・ド・サンテチエンヌ案……本号 六二—六三頁
Mg 八月一二日ムニエの統治様構案……本号 六三頁
Ⅵ 八月一二日第六部会案……本号 七一—七三頁
S_{42} 八月一二日シェイエス案……本号 六三—六六頁
Ca 八月一二日カルトウ案……本号 六六—六七頁
C_5 八月一七日報告の五人委員会案……本号 六七—七〇頁
D 八日二七日確定条項

確定条項一条　人間は、自由でまた権利において平等なものとして生れ、生存する。社会的差別は、共同の利益にのみ基づいたものでなければならぬ。

Cr九が強調。A一(一)が人身的隷属制を完廃。なお、法律上特権を廃止すべき趣旨は、既にS一五に出ている。D六③参照。S_{42}六、権利の平等。五人身隷属制否定。C_5一同旨含む。Ⅵ

二条　あらゆる政治的結合の目的は、人間の自然で消滅することのない諸権利を保全することに存する。

これらの権利は、自由、所有、安全および圧制への抵抗である。

C5六、圧制への抵抗権含む。

三条　あらゆる主権の源泉は、本質的に国民に存する。
いかなる団体も、いかなる個人も、国民から明示的に派生しないところの権威を行使することはできない。

C5三に同旨含む。

四条　自由とは、他人を害しないことはすべてなしうることに存する。
したがって、各人の自然権の行使は、社会の他の構成員に対しこれらの同じ権利の享有を確保するところの限界以外の限界をもたない。

R「所見」で理論的説明。Ca九説明。
Ⅵ二、自由の本質規定。
Ⅵ七、八、権利・義務の二重関係規定。

これらの限界は法律によってのみ決定される。

Mg「自由について」が、法の支配による自由を強調。C5六が法律にのみ服従することが、自由と規定。Ⅵ九、一〇同旨。

五条　法律は、社会に有害な行為でなければ禁止する権利はない。
法律によって禁止されていないすべてのことは、阻げることができず、また何人も法律が命じていないことをなすよう強制されることはない。

Ca一三、一四。

六条　法律は一般意志の表現である。

Sv三、Ca一九、C5五、Ⅵ一二。

すべての市民は、彼ら自身でまたはその代表者を通じて、その作成に協力する権利をもつ。

Sv五、六参照。
Cr一が市民の直接法立協力権を明確に規定。
R「諸原則」三、Ca五八、五九、Ⅵ一二、が直接民主制的イデー。

法律は、保護する場合でも、処罰する場合でも、すべてのものにとって同一でなければならない。

A一、三、四、一一、一二、一三(一、二、三、四、一〇)が法律の下の平等・全国(民)的統一を成立させた。Ⅵ一三、一五、同旨。C_5一七所有と品格の不平等示唆。

すべての市民は法律の眼にとって平等であるから、彼らの能力にしたがい、彼らの徳性と才能以外の差別をのぞけば、ひとしくあらゆる公の高職、地位および職務に就くことができる。

Th四に同旨あらわる。A九(一一)で明確に宣言。B七四同旨。S_{42}三八、同旨、封建的偏見排斥。C_5一八同旨。Ⅵ一一同旨だが義務のニュアンスあり。

七条　何人も、法律により確定された場合で、かつ法律の規定する形式によるのでなければ、訴追され、逮捕され拘禁されえない。

C_5七同旨含む。Ⅵ一四同旨。

……

八条　法律は、厳格で明白に必要な刑罰のみを定めねばならず、何人も、犯罪に先立って制定公布され、かつ適法に適用される法律によるのでなければ、処罰されることはない。

C_5七同旨含む。

……

一〇条　何人もその意見について、それが宗教上のものであっても、その表明が法律によって定められた公共の秩序を乱すものでないかぎり、不安ならしめられてはならない。

Sv一一④⑤、参照。B一三、一四、五〇、五一、五二、五三が関連、詳しく規定。R「所見」中思想の自由の部分も参照に値す。S_{42}「憲法案」一部二条同旨含む。Ⅵ一六、一七、一八関連。

……

一二条　人間と市民の権利の保障は公共の武力を必要とする。したがってこの武力は、すべての人の利益のために設けられたものであって、それを委託された人々の個別的利益のためではない。

S_{42}「憲法案」三部四条関連。C_5一九が軍に対する文民優位規定おく。Ⅵ二〇と全く同じ。

一三条　公共の武力を維持し、行政の経費にあてるため、共同の租税が不可欠である。それは、すべての市民の間に、その能力に応じてひとしく配分されなければならない。

A七、八（九）により特権廃止、租税平等を打出す。A二、五、六、一三（五、六、一二）は封建的負担を廃止または買戻しうるものとす。S42憲法案一部一二条「平等に」を追加。C5一三は「区別なく」と表現。Ⅵ二一「平等」強調なし。

一四条　すべての市民は、彼ら自身でまたはその代表者を通じて、公共の租税の必要性を確認し、それを自由に承諾し、その使途を追求し、またその数額、基礎、徴収および存続期間を決定する権利をもつ。

Cr八同旨。S42三四、三五、三六。Ⅵ二二、同旨。

一五条　社会は、その行政に属するすべての公務員に報告を求める権利を有する。

Ⅵ二三、全く同じ。

一六条　権利の保障が確保されず、権力の分立が決定されていないあらゆる社会は憲法をもっていないのである。

Ca四〇同旨、「分立」の語用う。Ⅵ二四、殆んど全くそのまま。

一七条　所有は、神聖で不可侵の権利であるから、何人も、適法に確認された公共の必要性が明白に要求する場合で、事前に正当な補償が与えられなければ、奪われることはない。

A二、六（一、五、六）は封建的な財産権をも、同じ精神と論理で保護。B五四同旨。C5一二公用収用と補償につき規定。

（未　完）

Introduction à l'étude sur la Déclaration des droits de l'home et du citoyen de 1789 (3)

Tadakazu FUKASE
Professor à la Faculté
Droit constitutionnel

A la suite du numéro 1 du volume XV de cette Revue, on continue d'avancer l'examen des travaux préparatoires de la Déclaration des droits à l'Assemblée Nationale Constituante.

Ce présent numéro traite une phase transitoire après le rapport du premier Comité de Constitution (le 27 juillet) jusqu'à l'adoption du projet du Sixième bureau de l'Assemblée comme projet de base pour la discussion par articles (le 19 août).

Phase transitoire, mais, soulignons-nous, à la fois décisive et importante pour la cause et le contenu de la Déclaration des droits. Décisive, parce qu'à la fameuse nuit du 4 août la Déclaration de l'abolition de la féodalité est intervenue et qu'elle a déblayé la résistance de conservateurs pour s'acheminer vers la rédaction et l'adoption du projet définitif. Inportante, parce que cette proclamation de l'abolition de droits féodaux ainsi que nombreux projets de Déclaration présentés au sein de l'Assemblée nous fourniront les éléments d'idées nouveaux qu'on n'avait pu trouver dans la phase précédante.

Les conclusions de l'étude du présent numéro auront donc doubles rubliques : 1) la signification politique et sociale de la nuit du 4 août dont l'Assemblée précisera les conséquences juridiques par son décret du 11 août, et son influence sur le projet définitif; 2) les nouveaux éléments d'idées constitutionnelles qui seront incorporés dans le texte achevé, et quelques réflexions sur la nature et la limite de l'influence de l'Amérique septentrionale.

1) La Déclaration de l'abolition de la féodalité signifie une "manoeuvre parlmentaire" très habile, bien préparée d'ailleurs, sur l'initiative de quelques nobles libéraux qui tend à concilier les deux exigences impérieuses : calmer les paysans révoltés de provinces pour rétablir la tranquillité générale, en légitimant le "fait-accompli" de la "révolution paysanne" d'une part, et d'autre part conserver au fond les droits aquis et vitaux de propriétaires nobles et bourgeois au nom de la propriété "inviolable" et par le mécanisme de "rachat" et "remboursement" (cf. Aulard, Lefebvre, Jaurès, Soboul, Sagnac, Garaud, etc.).

Elle a réalisé ainsi "l'unité juridique" du royaume et de la Nation française sur la base de laquelle l'Assemblée va édifier son oeuvre constitutionnelle, et reconnaissons bien qu'elle a aboli "entièrement" le régine féodal quant à la servitude personnelle mais ne l'était que formellement quant aux droits propriétaires.

Les revendications d'immenses paysans (85% de la population de l'époque, Soboul) ont pu trouver leurs quelques reflets dans ces Déclaration et décret de l'Assemblée et à travers des quels dans le texte définitif de la Déclaration des droits. Qu'est ce que représentent *concrètement* "les hommes naissent et demeurent ··· égaux en droits" (art. 1 du texte définitif), "la loi··· doit être la nême pour tous, soit qu'elle protège,soit qu'elle punisse" (art. 6), "une contribution··· doit être également répartie entre tous les citoyens" (art. 13)? A ces questions, répondront les chefs 1, 3, 4, 11, 12, 13, 2, 5, 6, 7, 8, de la Déclaration du 4 août avec leurs précisions juridiques des articles 1, 2, 3, 4, 10, 5, 6, 9, 12, du décret du 11. Remarquons notamment chef 5 de la Déclaration ainsi qu'article 11 du décret dont le contenu sera reproduit dans l'article 6 du texte définitif, c'est-à-dire, "tous les citoyens étant égaux à ses (loi) yeux, sont également adm-

issibles à toutes dignités, places et emplois publics, selon leur capacité, et sans autre distinction que celle de leurs vertus et de leurs talents." N'est ce pas c'est la ***libération de paysans***, du même coup, de leur "***état***" et de la "***terre***" de leurs ségneurs? C'est cette idée pratiquement très importante que la Déclaration du 4 août a définitivement établie, peut-on dire, au profit de paysans français (avant le 4 oût le projet de Thouret (le 1 août) seul mentionne un mot sur ce propos (iv), mais après le 4, traitent en détail ce sujet tous les projets importants, ceux de Bouche (art. 74), de Sieyès (art. 38), du Sixième bureau (art. 11), du Comité de cinq (art. 18) et le texte définitif).

Mais ne dissimulons pas le caractère bourgeois de tous ces Déclaration, décret et texte définitif. L'abolition du régime féodal n'a donné aucunnement atteinte à la logique et au coeur de l'inviolabilité de la propriété sacrée de seigneurs féodaux ainsi que de bourgeois. On trouve la même logique poursuivie jusqu'au bout dans tous ces textes, "nul ne peut en être privé, si ce n'est lorsque la nécessité publique, légalement constatée, l'exige évidemment, et sous la condition d'une juste et préalable indémnité" (art. 17 du texte définitif).

Les aspirations de ***paysans*** ne trouveront leur siège qu'***indirectement*** et partiellement dans la Déclaration des droits, dont la rédaction a été réalisée par l'intermédiaire des représentants de la Nation qui étaient en fait de propriétaires bourgeois et nobles, et qui graveront ***directment*** et pleinement le caractère essentiellement ***bourgeois***.

2) Les nouveaux éléments d'idées qu'on peut remarquer dns cette phase, c'est surtout l'idée de ***démocratie directe*** inspirée probablement par Rousseau dans les projets de Crénière (alinéa 1), de Rabaud de Saint-Etienne (principe, art. 3), du Sixième

bureau (art. 12), de Gouges-Cartou (art. 58, 59), qui va être rédigée dans l'art. 6, "tous les citoyens ont droit de concourir personnellement··· à sa (loi) formation." Ne méconnaissons pas en outre l'idée de la Constitution anglaise préconisée par certains parlementaires influents (projet de Mounier, discours de Lally-Tollendal) à l'égard de la monarchie constitutionnelle et de "bill du droit," ainsi que certains éléments paysans qu' on a remarqués en haut (v. 1)) reflets pratiquement trés importants de voix de masse de paysans français.

A propos de l'influence américaine, la constation de ces faits ainsi que celle des autres, qui seront mentionnés ci-après, donnent encore raison à notre réserve contre la thèse de G. Jellinek, trop simpliste d'ailleurs. On peut trouver dans le projet de Gouges-Cartou un preuve pour le "recueil des Constitutions américaines" utilisable pour les membres de l'Assemblée Nationale. De là, cependant, on ne pourrait conclure l'influence américaine directe et complète. Le projet de Gouges-Cartou même n'est pas une simple reproduction américaine, mais une synthèse, au moins, des projets de Sieyès, de Mounier et du Sixième bureau ainsi que des Constitutions américaines. Après tout, le projet de Lafayette, le plus influencé par le modèle américain, fut rejeté par l'Assemblée comme celui de base pour la discussion par articles. Les débats de l'Assemblée témoignent bien que nombreux orateurs ont souligné la différence des conditions historiques et sociales entre les deux pays (Malouet, Champion de Cicé-évêque d'Auxerre, Mounier, Lally-Tollendal, etc.), et que les autres ont insisté à avancer le modèle français de la Déclaration des droits pour l'univers, un pas avant de l'example américain (Montmorency, Barnave, Crénière, Rabaud de Saint-Etienne, etc.).

En fin de compte l'auteur est d'accord à cet égard avec

l'observation de Walch (La Déclaration des droits de l'homme et du citoyen et l'Assemblée Constituante, 1903, p. 107), "rappeler l'exemple des Déclarations américaines, c'était seulement dans l'idée de la majorité stimuler l'activité de l'Assemblée, donner le coup d'éperon qui la ménerait au but". La Déclaration des droits française contiendra en elle la ***pluralité*** d'éléments d'idées constitutionnelles, proprement français, américain et anglais.

L'adoption du projet du Sixième bureau comme base pour la discussion par articles a montré un prudent compromis peut-être des modérés et certains conservateurs. La majorité de l'Assemblée a écarté les projets personnels et plus progressifs de Sieyès et Lafayette, mais n'a pas rejeté la chance de conciliation avec les partisans de ceux-ci, le projet adopté ayant le caractère inpersonnel et le contenu assez général.

(la suite à un des prochains numéros)